

会計情報

Accounting, Tax & Consulting

温故知新—変革の時代における
我々の使命—

2025年12月期決算会社における有価
証券報告書の開示に関する留意事項

企業会計基準公開草案第89号「金融
商品に関する会計基準(案)」等の概要

Vol. 593

2026.1

実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引に
おける需要家の会計処理に関する当面の取扱い」の解説



Deloitte.
デロイト トーマツ

トーマツ.

Contents

代表執行役からのご挨拶	ページ	
	2	温故知新—変革の時代における我々の使命— 代表執行役 大久保 孝一
	3	2025年12月期決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項 公認会計士 山田 正顕 公認会計士 廣橋 里美
	25	企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等の概要 公認会計士 遠藤 和人
	34	実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」の解説 公認会計士 豊岳 光晴
会計・監査	39	AIと専門家による2025年3月期の有価証券報告書における サステナビリティ情報の開示分析(第2回) 監査事業本部 Audit Innovation R&D 品質・リスク管理本部 品質統括 サステナビリティ品質統括
	55	金融庁:「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等に対するパブリックコメントの実施(サステナビリティ開示基準の適用等) 『会計情報』編集部
	58	ASBJ:実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」の公表 『会計情報』編集部
	59	SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJハンドブック」を公表(11月28日) 『会計情報』編集部
IFRS	60	iGAAP in Focus財務報告 IASB、超インフレ表示通貨への換算に関するIAS第21号の修正を公表 トマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
税務	62	新リース会計基準に対応する税制改正(全3回) ～第3回:消費税の取扱い～ デロイト トーマツ税理士法人 税理士 繁纏 明美 税理士 相澤 恭平
会計基準等開発動向	66	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

代表執行役からのご挨拶

温故知新 —変革の時代における我々の使命—

新年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

2025年を振り返ると、国内では日経平均株価が過去最高値を更新し、名目賃金も上昇しましたが、食料品や住居費等の物価の高騰がこれを上回り、実質賃金の減少が続きました。また、女性初の総理大臣となった高市内閣が国民の大きな期待を受けて発足したこと、記憶に新しい出来事です。世界に目を転じると、各地で紛争が続き、地政学的リスクの高まりを実感する機会は多く、トランプ関税がサプライチェーンに大きな影響を及ぼした年でもありました。さらに、生成AIなどテクノロジーの進展はその歩を緩めず、ビジネスのみならず日常生活にも大きな変化をもたらし、人間の役割や価値が改めて問われる時代となっています。

このような経済社会の大きな変化は、「変革の時代」の到来を象徴しており、企業は複雑かつ日々刻々と変化するサプライチェーン、多岐にわたるビジネスリスク、テクノロジーの進歩の中で、これまで以上に難しい経営の舵取りを求められています。また、経済社会を俯瞰すると持続的な成長や新たなテクノロジーのための法制度や枠組みが必要であり、我が国も規制当局のみならず経済社会のステークホルダーがそれぞれの立場に固執することなく未来を見据え対話をしていくなければなりません。そのような中、監査や、我々監査法人への期待も大きく変わりゆくものと理解しています。

我々の前身である等松・青木監査法人は1968年5月に設立されました。当時、日本の外資導入企業の監査は戦後日本に進出してきた外資系会計事務所に独占されており、日本の組織的監査制度の確立が求められていました。また、我が国の経済は、日本企業の外国市場からの資金調達、海外進出、国際投資などを通じ、その成長が急激に加速しようとする「変革の時代」でした。そのような中、欧米諸国の大監査法人に比肩し得る日本の監査法人を創出し、公認会計士制度をその趣旨に沿って発展させるという志のもと、日本で初めて認可された全国規模の大監査法人が等松・青木監査法人でした。

我々の先人がそうであったように、変革の時代にこそ未来を見据え、信頼を礎に企業と経済社会を支える使命が我々監査法人にはあります。新たな「変革の時代」にこの使命を果たすべく、デロイト トーマツ グループにおいても、3つの事業領域のうち「コンサルティティブ」に属する3つの法人が統合されました。この統合により複合的な専門分野のノウハウをフル活用し、経済社会や企業の複合的かつ高度な経営課題にも対応できる多面的なサービスの提供が可能となります。

新しいデロイト トーマツ グループの体制で監査・保証業務を担う監査法人としても、資本市場の番人として財務情報の信頼性と透明性を確保するのみでは真の意味で経済社会に貢献しているとは言い難いでしょう。「変革の時代」、プロフェッショナルファームとして多様な専門家の知見とリソースを融合させ、企業を含む様々なステークホルダーと先見性ある対話をしていくことこそが我々に求められている価値であると考えます。過去の延長線上に留まることなく率先してテクノロジーをフル活用した監査業務変革を推し進め、新たに生み出された時間でデロイト トーマツ グループの各法人とシームレスに連携し、経営環境の変化を先取りした価値あるインサイトやソリューションの提供を実現していきます。

創業以来、監査・保証業務を通じて積み重ねてきた「信頼」を基軸としながら、よりよい未来に向け自己変革を続け、「変革の時代」にこそ経済社会の発展に貢献できる監査法人であり続けます。

有限責任監査法人トーマツ 代表執行役

大久保孝一

2025年12月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項

やまだ まさあき
公認会計士 山田 正顕
ひろはし さとみ
公認会計士 廣橋 里美

2025年3月28日に、金融担当大臣より、全上場会社に対して、株主総会前の適切な情報提供に関する要請が行われた。本稿では、有価証券報告書を定時株主総会の前に開示する場合の留意事項と、法令や基準等の改正点を中心とした2025年12月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。なお、本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称については、末尾に掲載している。

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等の適用に関する事項

(1) 金融担当大臣による株主総会前の適切な情報提供に関する要請

2025年3月28日に、金融担当大臣より、全上場会社に対して要請された、株主総会前の適切な情報提供の内容には、以下が含まれている。

- 「上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましい」と考えられる。
- 「有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましい」と考えられる。
- 上場会社においては、「有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会

の前日ないし数日前に提出すること」を検討することが要請されている。

- 金融庁においては、「2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行う」などの対応が検討されている。

上記要請の背景として、投資家、特に海外の機関投資家からの①株主総会前に詳細な情報が開示されていないこと¹、②株主総会における議決権行使にあたって、十分な検討期間が確保されていないことなどに対する懸念などがある。我が国における資本市場の国際的な競争力を強化するためにも、我が国の上場企業の企業価値をグローバルな視点で適正に評価できるようにするためにも、有価証券報告書の提出を株主総会の3週間以上前に行う必要があると考えられている^{2 3}。

このため、今後、上場会社においては、サステナビリティに関する情報の開示を充実させていく中で、有価証券報告書の提出を株主総会の3週間以上前に行うための検討が期待されている。この検討にあたっては、現行の株主総会の開催日を前提とした検討だけではなく、例えば、議決権行使を行う株主の基準日（議決権行使基準日）を決算日ではなく決算日後の一定の時期（決算日が12月31日であれば、例えば、決算日の1カ月後の1月31日など）に設定したうえで、株主総会の開催日を後ろ倒し（例えば、議決権行使基準日の3カ月後の4月30

1 株主総会前に事業報告書等で開示されていない情報として、例えば、サステナビリティ情報、政策保有株式に関する情報、キャッシュ・フロー計算書、監査上の主要な検討事項（KAM）等が挙げられる。また、事業報告書等で開示されているものの有価証券報告書の開示と内容に相違がある情報として、例えば、事業に関する情報（対処すべき課題、事業等のリスク、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析）、コーポレート・ガバナンス関係の情報、役員報酬関係の情報が挙げられる。

2 金融庁においては、総会前開示に係る課題及び具体的な施策について実務的な検討を行うため、2024年12月に「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」が設置された。この連絡協議会の中で、海外の機関投資家への懸念や株主総会の3週間以上前に有価証券報告書を提出することの必要性、その実現方法などが議論されている。詳細は、金融庁のウェブサイト「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」(<https://www.fsa.go.jp/singi/sokaimaekaiji/index.html>)を参照されたい。

3 International Corporate Governance Network（ICGN/国際コーポレートガバナンスネットワーク、1995年に設立され、90兆米ドルを超える運用資産に責任を持つ投資家が主導することで、高水準のコーポレート・ガバナンスと投資家管理をグローバルに推進している団体）が2022年10月に公表した「日本のガバナンスの優先課題」の1つとして、有価証券報告書を株主総会の30日前に英語で発行することが挙げられている。詳細は、ICGNのウェブサイト『ICGN Japan Governance Priorities Published 04 October2022』(<https://www.icgn.org/icgn-japan-governance-priorities-icgn-noribennokahananunsuanguansuruyouxianketi>)を参照されたい。

日など）にし、その3週間以上前（例えば、3月末）に有価証券報告書を提出するなどの検討も期待されている⁴。

2025年12月期の有価証券報告書の提出においては、株主総会の3週間以上前にを行うことに実務上の課題が複数あると考えられるため、今年は、まずは、有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討が金融担当大臣より要請されている。なお、金融庁が公表している資料⁵では、大臣要請を受け、有価証券報告書の定時株主総会前の開示を行った3月期決算会社は全体の57.7%（1,310社）となり、前期に比して著しく増加した（前期は全体の1.8%（42社））とされている。

（2）有価証券報告書を定時株主総会の前に開示する場合の実務上の留意点

① 定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会における決議事項の取扱い

有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、有価証券報告書に記載した事項やそれらの事項に関するものが、当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会における決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載する（記載上の注意(1)g）。

ここで規定されている「その旨及びその概要」については、有価証券報告書提出時点で、定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項とすることを予定している内容を、可能な範囲で記載することで足りると考えられる。

これまで定時株主総会の開催日又は開催日以降に有価証券報告書を提出していた会社が、定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合、例えば、以下に関する決議が、定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催

される取締役会で予定されているときには、決議を予定している旨及びその概要を記載することに、留意する必要がある⁶。

（a）配当関係

- ✓ 「主要な経営指標等の推移」のうち、当事業年度における1株当たり配当額（記載上の注意(5)aが参照する第二号様式記載上の注意(25)b(j))
- ✓ 「配当政策」のうち、当事業年度における剰余金の配当に関する株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当の総額及び1株当たり配当額（記載上の注意(34)）
- ✓ 「経理の状況」のうち、連結株主資本等変動計算書関係における配当に関する注記（基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの）（連結財規第80条及び財規第109条）

（b）ガバナンス関係

- ✓ 「コーポレート・ガバナンスの概要」のうち、企業統治の体制の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名、当該企業統治の体制を採用する理由）（記載上の注意(35)が参照する第二号様式記載上の注意(54)a）
- ✓ 「役員の状況」のうち、役員に係る情報（役職名、氏名、略歴、任期等）及び女性比率等（記載上の注意(36)が参照する第二号様式記載上の注意(55)）
- ✓ 「監査の状況」のうち、監査役監査の組織、人員及び手続等（記載上の注意(37)が参照する第二号様式記載上の注意(56)）
- ✓ 「役員の報酬等」のうち、報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法等（記

4 現行の法制度において、上場会社が株主総会前に有価証券報告書を開示することへの制約はないが、例えば以下の規定等を踏まえて株主総会前の開示を検討することが考えられる。

- ・有価証券報告書は、事業年度経過後3カ月以内に提出しなければならない（金融商品取引法第24条第1項）。
- ・会社は、株主としての権利行使するための基準日を定める場合、行使することができる権利は当該基準日から3カ月以内に行使するものとされている（会社法第124条第2項）。会社は、基準日を定款に定めるか又は基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告しなければならない（会社法第124条第3項）。
- ・株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないが（会社法第296条第1項）、株主総会の開催期限については規定されていない。
- ・会社は、事業報告等の株主総会の資料の電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合、遅くとも株主総会の3週間前までに株主総会参考書類等の情報を提供しなければならない（会社法第325条の3第1項）。また、株主総会の2週間前までに招集通知を発しなければならない（会社法第299条及び第325条の3第2項）。
- ・剰余金の配当は、その都度株主総会の決議によることとされている（会社法第454条第1項）。ただし、取締役の任期が1年である場合、計算書類が適正であれば、定款の定めにより取締役会決議事項にことができる（会社法第459条第1項及び第2項並びに会社計算規則第155条）。

5 金融庁のウェブサイト『有価証券報告書の定時株主総会前の開示について』（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>）のうち「総会前開示の状況」（https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji_202503.pdf）及び「有価証券報告書の開示と株主総会の開催の状況」（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji01.pdf>）を参照されたい。

6 例示した決議について、決議を予定している旨及びその概要の記載例については、金融庁のウェブサイト『有価証券報告書の定時株主総会前の開示について』のうち「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点」（https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji_ryuuiten.pdf）を参照されたい。

載上の注意(38)が参照する第二号様式記載上の注意(57))

(c) その他

✓ 定時株主総会又はその直後の取締役会において決議を行う事項に係るもの

記載上の注意(1)gは通則規定であるため、上記は例示であり、定時株主総会又はその直後の取締役会において予定されている決議事項を把握したうえで、有価証券報告書の記載が適切かどうかを検討することが必要である。

② 有価証券報告書に予定として記載した事項が修正又は否決された場合の取扱い

定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会における決議事項が修正又は否決され、定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載した決議事項の内容に変更が生じた場合には、①有価証券報告書を提出した年月日、②定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催された取締役会の年月日及び③決議事項が修正又は否決された旨及びその内容を記載した臨時報告書を提出することとされており、訂正報告書の提出は求められていない（開示府令第19条第2項第9号の3及び開示ガイドライン24の5-23）

③ 有価証券報告書の添付書類とされている会社法上の計算書類及び事業報告の取扱い

有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合、当該有価証券報告書に、株主総会に報告しようとする又はその承認を受けようとする会社法上の計算書類及び事業報告を添付することとされている（開示府令第17条第1項第1号口）。

2. 2025年12月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項

（1）財務情報以外の開示情報（記述情報）の充実

記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、記述情報が開示されることにより、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができる。このため、記述情報の開示は、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要とされている。

金融庁のウェブサイト『企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）』（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>）では、「記述情報の開示に関する原則」

及び「記述情報の開示の好事例集2024」の最終版の公表等の情報が集約されており、2025年12月期の有価証券報告書を作成するにあたって参考になるものと考えられる。

（2）金融庁による有価証券報告書レビューの実施等

上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、毎年、金融庁による有価証券報告書レビューが実施されている。2025年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、主に以下の調査項目を対象に審査が実施されることが公表されているため、あらかじめ公表されている調査票を一読し、有価証券報告書を作成することが考えられる⁷。

（法令改正等関係審査）

✓ 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示に関する調査項目
✓ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲に関連した記載事項に関する調査項目
✓ 株主総会前の適切な情報提供に関する調査項目
（重点テーマ審査）
✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示
✓ コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）

前述した金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に関する法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査の実施が予定されている。

（3）2025年12月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

2025年12月期の有価証券報告書を作成するにあたり、新たに適用される法令・会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

① 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等の適用に関する事項

項目	ページ
第2 事業の状況 ● 重要な契約等	13
第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 ● 発行済株式総数、資本金等の推移	15
4. コーポレート・ガバナンスの状況等 ● 株式の保有状況	16

⁷ 金融庁のウェブサイト『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）』（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/20250401.html>）を参照されたい。

②「2022年改正法人税等会計基準等」の適用に関する事項

項目	ページ
第1 企業の概況 <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な経営指標等の推移 	6
第5 経理の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 会計方針の変更等 ● 連結包括利益計算書関係 	19 20

適用が可能となるが、いずれも実務においては重要な影響がない企業が多いと考えられるため本稿では記載していない。

・改正株主資本等適用指針

株主資本等変動計算書において、株主資本以外の各項目の当期変動額を主な変動事由ごとに表示する場合の表示の例が変更されているが、株主資本以外の各項目の当期変動額は純額で表示している会社が多いと考えられる。

・2025年改正法人税等会計基準

特別法人事業税の取扱いが明確になったものの、実務においては従来から法人税等に含めて処理されている場合が多いと考えられる。

・改正種類株式実務対応報告

適用対象となる種類株式の定義が旧商法の規定から会社法に変更されたが、普通株式には適用されない定めである。

なお、指定国際会計基準に関する定めについては記載していないため、これらに基づく開示を行う会社においては注意が必要である。また、表中の記載事例は、公益財団法人財務会計基準機構の作成した『有価証券報告書の作成要領』(2025年3月期提出用)を参考にしている。

③「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用に関する事項

項目	ページ
第5 経理の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 連結貸借対照表 ● 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 ● 貸借対照表 ● 損益計算書 	18 18 23 23

(4) 2025年12月期の有価証券報告書作成に係る主な留意点

有価証券報告書作成に係る主な留意事項は以下のとおりである。なお、2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正により、以下の会計基準等の早期

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下「遡及適用等」という）を行った場合には、主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならない。</p> <p>なお、当該直前連結会計年度の前連結会計年度及び当該直前事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。</p> <p>また、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。</p> <p>主要な経営指標等の数値のうち遡及処理が求められるものは、連結財務諸表等（注記を含む。）において遡及処理が行われたものと考えられる。したがって、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、株価収益率、配当性向は、遡及処理しない数値になる（作成要領25ページ作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p><u>2022年改正法人税等会計基準等を適用している場合の「(1)連結経営指標等」における注記事例は以下の通りである。</u></p> <p><u>(作成要領14ページ記載事例)</u></p> <p>[2022年改正法人税等会計基準等を適用し、これに伴い前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更している場合]</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン5-12-2及び24-10 第二号様式記載上の注意(25)

項目	留意点	備考
	<p>[2022年改正法人税等会計基準等を適用し、2022年改正法人税等会計基準第20-3項ただし書き及び2022年改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きを適用している場合]</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p> <p><u>2022年改正法人税等会計基準等を適用している場合の「(2)提出会社の経営指標等」における注記事例は以下の通りである。</u></p> <p>(作成要領18ページ記載事例)</p> <p>[2022年改正法人税等会計基準等を適用し、これに伴い前事業年度に係る主要な経営指標等を変更している場合]</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>[2022年改正法人税等会計基準等を適用し、2022年改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きを適用している場合]</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>	
5 従業員の状況	<p>連結会社における従業員数（就業人員数をいう）をセグメント情報に関連付けて記載する。</p> <p>提出会社の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載する。</p> <p>提出会社及びその連結子会社それそれにおける下記項目（以下「女性管理職比率等」という）について開示する。ただし、女性活躍推進法等の規定による公表義務の対象とならない会社については、記載を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に占める女性労働者の割合 ・男性労働者の育児休業取得率 ・労働者の男女の賃金の差異 <p><u>育児・介護休業法が改正され、2025年4月1日から男性労働者の育児休業取得率の公表義務の対象が常時雇用する労働者数が300人超（従来1,000人超）の企業に拡大されている。これに伴い、2025年12月期の有価証券報告書においても、男性労働者の育児休業取得率の開示義務の対象が拡大される点に留意が必要である（育児・介護休業法では、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度における「①育児休業等の取得割合」または「②育児休業等と育児目的休暇の取得割合」のいずれかの割合を公表することが求められている）。また、本改正により、参照条文番号が変わっている点についても留意が必要である。</u></p> <p>女性管理職比率等については、開示原則（別添）（注2）では、投資判断に有</p>	<p>記載上の注意(9) 第二号様式記載上の注意(29) 開示ガイドライン5-16-3及び24-10 パブコメ（サステナ等）No.11、18、19、21、31、34、43及び60 開示原則（別添）（注2）</p>

項目	留意点						備考																																																																														
	<p>用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされているが、現時点においてはこれらについては、「連結ベース」で開示することまでは義務付けられていない。</p> <p>連結ベースで開示する場合には連結財規第2条第5号に規定されている「連結会社」ベースで開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とする考えられる。なお、企業において独自の範囲を開示対象とする場合には、当該グループの範囲を明記することが重要であるとされている（作成要領43ページ作成にあたってのポイント③）。</p> <p>また、女性管理職比率等については、当事業年度の内容を記載することが求められているが、投資者に理解しやすいよう、企業の判断により、女性管理職比率等の数値の基準日や対象期間を記載することも考えられる（作成要領41ページ作成にあたってのポイント⑦）。</p> <p><u>女性管理職比率の開示にあたっては、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行うことについて留意が必要である。</u></p> <p>（作成要領38ページ記載事例）</p> <p>（4）管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異</p> <p>① 提出会社</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">当事業年度</th> <th rowspan="3">補足説明</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">管理職に占める女性労働者の割合（%） (注1)</th> <th rowspan="2">男性労働者の育児休業取得率（%） (注2)</th> <th colspan="3">労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）</th> </tr> <tr> <th>全労働者</th> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものである。</p> <p>2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。</p> <p>② 連結子会社</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">当事業年度</th> <th rowspan="3">補足説明</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">管理職に占める女性労働者の割合（%） (注1)</th> <th colspan="3">男性労働者の育児休業取得率（%）</th> <th colspan="3">労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）</th> </tr> <tr> <th>全労働者</th> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> <th>全労働者</th> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○電子(株)</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>(注1)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(株)○○セラミックス</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(注2)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(株)○○電機</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(注3)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものである。</p> <p>2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。</p> <p>3.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。</p>	当事業年度						補足説明	管理職に占める女性労働者の割合（%） (注1)	男性労働者の育児休業取得率（%） (注2)	労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	当事業年度								補足説明	名称	管理職に占める女性労働者の割合（%） (注1)	男性労働者の育児休業取得率（%）			労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	○○電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X	(株)○○セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X	(株)○○電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X	~~~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~~~
当事業年度						補足説明																																																																															
管理職に占める女性労働者の割合（%） (注1)	男性労働者の育児休業取得率（%） (注2)	労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）																																																																																			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者																																																																																	
XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X																																																																																
当事業年度								補足説明																																																																													
名称	管理職に占める女性労働者の割合（%） (注1)	男性労働者の育児休業取得率（%）			労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）																																																																																
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者																																																																														
○○電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X																																																																												
(株)○○セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X																																																																												
(株)○○電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X																																																																												
~~~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~~~																																																																												

項目	留意点	備考
第2 事業の状況		
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<p>経営方針・経営戦略等の記載にあたっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、「事業の内容」に記載した内容と関連付けて記載する。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載する。</p> <p>対処すべき課題等の記載にあたっては、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載する。</p> <p>「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられる（作成要領47ページ作成にあたってのポイント④）。</p>	記載上の注意(10) 第二号様式記載上の注意(30)
2 サステナビリティに関する考え方及び取組	<p>当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載する。</p> <p>① 「ガバナンス」及び「リスク管理」については、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、すべての企業において開示が求められる。</p> <p>② 「戦略」並びに「指標及び目標」については、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示する。</p> <p>ただし、人的資本に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、次のとおり記載する。</p> <p>(a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を「戦略」において記載する。</p> <p>(b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載する。</p> <p>2025年4月1日に公表された令和6年度金融庁有報レビュー結果において、サステナビリティに関する企業の取組の開示に關し、主に次の留意事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開示の重要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。</li> <li>・重要性の判断にあたっては、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。</li> </ul> </li> <li>(2) 企業価値向上に向けたストーリーを意識した開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる「開示のための開示」に陥らず、企業価値向上に向けたストーリー（文脈）を理解できるように開示することが期待される。</li> <li>・経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明する。</li> <li>・4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会について併せて開示する。</li> <li>・特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示する。</li> <li>・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●「ガバナンス」： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンスに関する基本的な考え方のみ記載するのではなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意が必要である。</li> </ul> </li> </ul>	記載上の注意(10-2) 第二号様式記載上の注意(30-2) 開示ガイドライン5-16-2、5-16-4、5-16-5及び24-10 パブコメ（サステナ等）No.80、83、88、106、113、142、166、238、243、254及び257 開示原則（別添）(注1) (注2)

項目	留意点	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンスを記載する際には、サステナビリティ関連の推進部の役割などの執行体制に関する記載だけではなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意する。</li> <li>例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられる。</li> <li>ガバナンスの内容を記載するにあたっては、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（2025年3月5日サステナビリティ基準委員会）（以下「一般基準」という）第9項及び第10項の定めが参考になると考えられる。</li> </ul> <p>●「リスク管理」：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理に関する考え方のみ記載するのではなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意が必要である。</li> <li>サステナビリティ関連のリスクだけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、識別し、評価し、及び管理するための過程を記載することが求められている。</li> <li>例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なサステナビリティ関連のリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載することが考えられる。</li> <li>リスク管理の内容を記載するにあたっては、一般基準第29項の定めが参考になると考えられる。</li> </ul> <p>●「戦略」並びに「指標及び目標」：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて開示が求められている。</li> <li>戦略並びに指標及び目標を開示するにあたっては、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することにより、戦略並びに指標及び目標の内容を明瞭にすることが期待される。</li> <li>識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましいと考えられる。</li> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）に関する記載することが考えられる。例えば、一般基準第14項及び第16項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響やサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸の記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響や影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸を記載する場合には、定性的な説明（「大・中・小」や「短期・中期・長期」など）だけではなく、それらの定量的な説明（金額・数値や年など）を含めた定義を記載することが考えられる。</li> <li>指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）に関する記載することが考えられる。例えば、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（2025年3月5日サステナビリティ基準委員会）第61項、第62項及び第63項では、温室効果ガス排出の測定アプローチや測定方法（仮定を含む）の開示が求められており、指標について投資者にとって有用な情報の開示を検討する際に参考になると考えられる。</li> <li>戦略並びに指標及び目標を記載する際の重要性の判断にあたっては、開示原則2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。</li> </ul>	

項目	留意点	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。</li> <li>●人的資本 <ul style="list-style-type: none"> <li>方針、指標、目標及び実績のいずれについても開示が求められている。方針や方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等により記載することが困難な場合には、その旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。</li> <li>記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられる。</li> <li>指標については、指標の前提その他の補足情報（指標の定義、算定方法、仮定等）に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、女性管理職比率算定上の管理職の定義・範囲や従業員エンゲージメントスコアの定義・算定方法などについては、指標の前提その他の補足情報を併せて開示することが望ましいと考えられる。</li> <li>基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示することが求められているが、連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。</li> <li>連結会社のうち開示対象とする会社の重要性を判断するにあたっては、開示原則2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、連結グループ全体の事業のうち主要な連結子会社による事業の割合が相当程度を占める場合に、提出会社のみの人的資本に関する指標、目標及び実績しか記載しないような場合には、当該主要な子会社について開示しない理由を投資者が適切に理解できるように記載することが考えられる。</li> <li>なお、記載上の注意(9)で準用する第二号様式記載上の注意(29)dからfまでの規定により、「従業員の状況」において、女性活躍推進法等の枠組みをベースに、原則として、提出会社及びその連結子会社それぞれにおける「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」の開示が求められているが、それぞれのただし書において、提出会社及びその連結子会社が女性活躍推進法等の規定による「管理職に占める女性労働者の割合」等の公表をしない場合は、その記載を省略することができるとしている。他方、例えば、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において人的資本に関する指標の実績について「従業員の状況」における「管理職に占める女性労働者の割合」等に関する記載を参照する形で開示する場合において、「従業員の状況」で同記載上の注意(29)ただし書に従って特定の連結子会社に関する記載を省略しているときは、本来「サステナビリティに関する考え方及び取組」で求められている連結会社を対象とした開示にならない可能性もあるので留意する。</li> </ul> </li> </ul> <p>「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、参照先に適切な記載があることを確かめる必要がある。また、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照することができるのは当該記載事項を補完する詳細な情報であり、投資者が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があることに留意する。当該補完する詳細な情報については、将来公表予定の任意開示書類を参照する場合、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましいとされている。</p> <p>開示原則（別添）（注1）では、サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれるとされている。</p>	

項目	留意点	備考
	<p>また、開示原則（別添）（注2）では、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされ、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope 1（事業者自らによる直接排出）・Scope 2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されたとされた。</p> <p>開示が求められるサステナビリティ情報については、開示原則において示された全ての項目を記載する必要はなく、各企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報の重要性を判断することが求められている（パブコメ（サステナ等）No.106）。</p> <p>サステナビリティに関する考え方及び取組の記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要がある。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる（パブコメ（サステナ等）No.238）。</p> <p>なお、公益財団法人 財務会計基準機構より、「有価証券報告書の作成要領」の分冊として「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」が公表されている。「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」は、2023年1月に改正された開示府令に基づき、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、任意でサステナビリティ基準委員会（SSB）が公表するサステナビリティ開示基準のすべての定めに従った開示（別段の定めがあるものを除く。）を行うとの前提で作成されている。</p>	
3 事業等のリスク	<p>経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（次のような投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載する。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載する。</p> <p>① 連結会社の経営成績等の状況の異常な変動 ② 特定の取引先・製品・技術等への依存 ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針 ④ 重要な訴訟事件等の発生 ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項 ⑥ その他</p> <p>将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「継続企業の前提に関する注記」に至らなかったとしても、上記の重要な事象等が存在する場合には記載が必要となるので、注意が必要である。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられる（作成要領65ページ作成にあたってのポイント③）。</p>	<p>記載上の注意(11) 第二号様式記載上の注意(31) 開示ガイドラインC「個別ガイドライン」「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン</p>
4 経営者に	経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績	記載上の注意(12)

項目	留意点	備考
よる財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	<p>等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>① 経営成績等の概要には以下の事項を含めて記載する。</p> <p>(a) 事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載する。</p> <p>(b) 生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>i 生産、受注及び販売の実績（前年同期と比較してセグメント情報に関連付けて記載する）</p> <p>ii 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変動があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けた内容</p> <p>(c) 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載する。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。</p> <p>② 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には以下の事項を含めて記載する。</p> <p>(a) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容</p> <p>(b) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な使途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>(c) 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。</p>	第二号様式記載上の注意(32)
5 重要な契約等	<p>開示府令が改正されている。概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 開示項目名の変更</p> <p><u>開示項目名が「経営上の重要な契約等」から「重要な契約等」に変更されている。</u>これは、「経営上」という文言が含まれているがゆえに典型的な経営上の契約以外の契約の開示が十分になされてこなかったと考えられ、「経営上」という点に重きを置くものではないことを明確化することを意図している。</p> <p>(2) 開示対象となる契約の明確化</p> <p><u>従前から例示されていた項目（事業の賃貸借、経営委任契約、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、合併、事業譲受、事業譲渡、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割等）に加えて、以下に関する合意についての記載が求められることが明確化された。</u></p> <p>① 企業・株主間のガバナンスに関する合意</p> <p>② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意</p> <p>③ ローン契約と社債に付される財務上の特約</p> <p>なお、例示されている類型に該当しない場合であっても、企業にとって重要な契約等である場合には開示を行う必要がある点に留意が必要である。</p> <p>主な開示項目及び留意点は以下のとおりである。</p> <p>① 企業・株主間のガバナンスに関する合意</p> <p>有価証券報告書等の提出会社（提出会社が持株会社の場合には、その子会社を含む。）が、提出会社の株主（完全親会社を除く）との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及び、当該合意に係る意思決定に至る過程、ガバナンスへの影響等を具体的に開示する。</p>	記載上の注意(13) 第二号様式記載上の注意(33) 開示ガイドライン5-17-3及び5-17-7 パブコメ（重要な契約等）No.9、13～17、42～44、48、49、64、65、83、84、89、125、126

項目	留意点	備考
	<p>(a) 役員候補者指名権の合意          (b) 議決権行使内容を拘束する合意          (c) 事前承諾事項等に関する合意          (留意事項)         <ul style="list-style-type: none"> <li>提出会社の株主が完全親会社である場合を除き、親会社との契約についても開示対象となる。</li> <li>「提出会社の株主」とは名義株主を指す。ただし、いわゆる実質株主との間で合意を締結しており、当該株主が実質株主であることを提出会社が把握している場合には、これを任意に開示することが望ましいと考えられる。</li> <li>一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響を踏まえ、個別事案ごとに実態に即して判断する。</li> </ul> <p>② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意          有価証券報告書等の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的、当該合意に係る意思決定に至る過程等を具体的に開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意          (b) 保有株式の買増しの禁止に関する合意          (c) 株式の保有比率の維持の合意          (d) 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意          (留意事項)         <ul style="list-style-type: none"> <li>株主単独での持分が5%未満となる場合であっても共同保有者として大量保有報告書が提出されている場合には、当該共同保有者との合意も開示対象となる。</li> <li>未公表の重要事実に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合は「重要性の乏しいもの」として開示対象外となる。</li> <li>一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響を踏まえ、個別事案ごとに実態に即して判断する。</li> </ul> <p>③ ローン契約と社債に付される財務上の特約          有価証券報告書等の提出会社（連結子会社を含む。）が、財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高（同種の特約が付された契約・社債はその負債の額を合算する）が連結純資産額の10%以上である場合には、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容を開示する。</p> <p>(留意事項)         <ul style="list-style-type: none"> <li>「財務上の特約」とは開示府令第19条第2項第12号の4に規定する「当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約」を指す。</li> <li>「財務上の特約」に定められた事由が生じていない段階から開示が必要である。</li> <li>開示対象は「財務上の特約」に限られず、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられるものについても開示が求められる。</li> <li>開示対象となる「財務上の特約」には連結子会社との間で締結するものは含まれない。</li> <li>・ノンリコースローンの場合は、その残高が連結純資産額の10%以上である場合であっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には開示を要しない。</li> <li>「同種の特約」とは、基準となる財務指標及びその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わない。</li> </ul> </p> </li></ul></p>	

項目	留意点	備考
	・「同種の特約」が付された契約・社債の残高の合算にあたり、財務上の特約のすべてが一致していないくても特定の財務指標に係る特約が一致している場合には合算が必要である。	
第4 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移	<p>開示府令が改正され、事後交付型株式による株券の交付が行われた場合の記載が追加された。</p> <p><u>所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加について、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載する。</u></p> <p>従来、新株予約権が行使された際に同様の記載が求められていたが、これを事後交付型株式による株券の交付の場合にも求めるものである。</p> <p>当該改正は、金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（2023年12月公表）における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するため、関連する政府令等の整備が行われたものである。</p>	記載上の注意(23) b
4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要	<p>上場会社においては、次の事項の記載について注意が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方</li> <li>② 提出会社の企業統治の体制の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名の記載を含む）及び当該企業統治の体制を採用する具体的な理由</li> <li>③ 企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）</li> <li>④ 取締役会の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）</li> </ol> <p>取締役会の活動状況の記載上のポイントは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会のほか、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況を記載する。</li> <li>・「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものは企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられるが、その活動状況の記載が必要な「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外では、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられる（パブコメ（サステナ等）No.289）。</li> <li>・企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。</li> </ul> <p>2025年4月1日に公表された令和6年度金融庁有報レビュー結果において、取締役会の活動状況について、次の留意事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会等の開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等の記載が求められており、いずれについても記載したか留意する必要がある。</li> <li>・「具体的な検討内容」には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることに留意する。</li> </ul>	記載上の注意(35) 第二号様式記載上の注意(54) パブコメ（サステナ等）No.289及び297
(3) 監査の状況	<p>以下について注意が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 監査役監査の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</li> <li>(b) 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会</li> </ul> </li> </ol>	記載上の注意(37) 第二号様式記載上の注意(56) パブコメ（サステナ等）No.306及び311 DWG報告 II 3.(iii)

項目	留意点	備考
	<p>設置会社にあっては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては提出会社の監査委員会をいう）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載する。</p> <p>「具体的な検討内容」は単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示が求められている（パブコメ（サステナ等）No.311）。</p> <p>また、上述の取締役会の活動状況と同様、監査役及び監査役会の活動状況についても、開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等の記載が求められており、いずれについても記載したか留意する必要がある。</p> <p>② 内部監査の状況</p> <p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 内部監査の組織、人員及び手続</li> <li>(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係</li> <li>(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）</li> </ul> <p>内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められ、DWG報告において、「デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とするべきである」と提言されている点にも留意されたい。</p>	
(5) 株式の保有状況	<p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方</li> <li>② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容</li> </ul> </li> <li>(b) 非上場株式とそれ以外の株式に区分して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額</li> <li>ii 株式数が変動した銘柄について、増加及び減少した銘柄数、取得価額の合計額及び売却価額の合計額並びに増加の理由</li> </ul> </li> <li>(c) 特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く））及びみなし保有株式（純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く））のうち、当事業年度及びその前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額（みなし保有株式にあっては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額）が、提出会社の資本金額の100分の1を超えるもの（当該株式の銘柄数の合計が60に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当するもの）について、特定投資株式及びみなし保有株式に区分して、銘柄ごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>i 銘柄</li> <li>ii 株式数</li> <li>iii 貸借対照表計上額</li> <li>iv 保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限のその他提出会社が有する権限の内容）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>記載上の注意(39) 第二号様式記載上の注意(58) 開示ガイドライン5-19-3-2 DWG報告 II 4. パブコメ（政策保有株式）No.13～15</p>

項目	留意点	備考
	<p>v 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要</p> <p>vi 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）</p> <p>vii 株式数が増加した理由</p> <p>viii 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無</p> <p>③ 純投資目的で保有する株式 非上場株式とそれ以外の株式に区分し、</p> <p>i 当事業年度及びその前事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額</p> <p>ii 当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額</p> <p>④ 保有目的の変更</p> <p>(a) 当事業年度において、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものがある場合</p> <p>i 銘柄</p> <p>ii 株式数</p> <p>iii 貸借対照表計上額</p> <p>(b) <u>当事業年度を含む最近5事業年度において、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合</u></p> <p>i 銘柄</p> <p>ii 株式数</p> <p>iii 貸借対照表計上額</p> <p>iv 保有目的を変更した事業年度</p> <p>v 保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針</p> <p>政策保有株式の保有目的に関しては、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、投資者と企業の対話に資する具体的な記載が求められている。</p> <p>また、開示府令が改正され、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合の開示が拡充されている。</p> <p>当該改正は、保有目的を純投資目的に変更したにも関わらず、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている状況を踏まえて行われたものである。</p> <p>また、開示ガイドラインがあわせて改正され、「純投資目的」の定義が明確化された。「純投資目的」とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするといい、例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない点に留意が必要である。</p> <p>保有目的を純投資目的に変更した場合、「保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針」が求められるが、「売却に関する方針」については、売却予定時期を明示することが考えられる。それが困難である場合であっても、売却を実現する際の考慮要素など、売却の時期に関する会社の考え方を具体的に記載することが考えられる。</p> <p>2025年4月1日に公表された令和6年金融庁有報レビュー結果において、次のような留意事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策保有株式の銘柄ごとの保有目的を具体的に記載することが必要である。保有目的が営業上の取引関係の維持・強化にある場合には、営業上の取引の概要を具体的に記載する必要がある。また、保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められている。</li> <li>・政策保有株式について、保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容を具体的に、実態に基づいて適切に記載する必要がある。</li> </ul>	

項目	留意点	備考
	・特定投資株式の定量的な保有効果については記載が困難な部分以外については、可能な限り記載することが望ましい。	
第5 経理の状況		
1 連結財務諸表		
(1) 連結財務諸表		
連結貸借対照表	<p><u>グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、固定負債の区分に長期末払法人税等などその内容を示す科目をもって表示する。</u></p>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第8項
連結損益計算書及び連結包括利益計算書	<p><u>グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す科目に表示する。</u></p> <p><u>連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要な場合は、当該金額を注記する。</u></p> <p><u>なお、後述の通り、個別損益計算書においては、金額の重要性が乏しい場合を除き、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、損益計算書において区分表示するか、金額を注記することが求められているため注意が必要である。</u></p>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第9項及び第10項
注記事項		
継続企業の前提に関する事項	有価証券報告書の「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、会社法の事業報告における記載との整合性に注意する。	連結財規第15条の22 財規第8条の27 連結財規ガイドライン15の22 財規ガイドライン8の27-1～8の27-5 継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第74号） 継続企業（監査基準報告書570）
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記	<p>連結財務諸表作成のための基本となる事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。</p> <p>例えば、連結子会社数が当期と前期で異なる場合、当期と前期の差異について記載する方法のほか、前期の会社数を記載した上でさらに当期と前期の差異を記載する方法も考えられる（作成要領237ページ作成にあたってのポイント）。</p> <p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載する。</p>	連結財規第13条及び第14条 連結財規ガイドライン14
会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準 収益認識会計基準等の適用	<p>主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載する。</p> <p>2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点に関して、企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に記載する。</li> <li>・少なくとも、収益の分解情報やセグメント情報等との関係性を説明する。もしくは、収益の分解情報の区分等で主な履行義務の内容を説明する。</li> <li>・重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、履行義務の充足時点と収益認識</li> </ul>	連結財規第13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(5) 財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(7)及び第3項(6) 収益認識会計基準令和4年度金融庁

項目	留意点	備考
	<p>の通常の時点が異なる場合には、その内容を適切に開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時点で収益を認識する場合において、顧客に商品の支配が移転した時点のみならず、何故その時点が適切と判断したかについての判断内容を開示する。</li> <li>一定の期間にわたり充足する履行義務については、(a)収益を認識するために使用した方法（インプット法又はアウトプット法など進捗度の具体的な測定方法）及び(b)当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠（つまり進捗度を測定する方法として何故その方法が適切と判断したのか）についても記載する。</li> </ul>	有報レビュー結果
会計方針に関する事項  その他連結財務諸表作成のための基礎となる事項  関連する会計基準等の定めが明らかでない場合	<p>会計処理の対象となる会計事象や取引に関する会計基準等の定めが明らかでない場合には、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。</p> <p>例えば、グループ通算制度において通常税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」においても取り扱っておらず、具体的な定めは存在しない。したがって、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられることから、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。</p>	連結財規13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(10) 財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(10) 及び第3項(8)④ 過年度遡及会計基準 グループ通算実務対応報告
会計方針の変更に関する注記	<p>当連結会計年度において、2022年改正法人税等会計基準等を以下の前提で適用する場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用する。</li> <li>2022年改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用する。</li> </ul> <p>(作成要領258ページ)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用している。・・・・（会計方針の変更の具体的な内容）・・・・。</p> <p>法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、・・・・（経過措置の概要を記載）・・・・。この結果、・・・・（連結財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額）・・・・。</p> <p>また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。この結果、・・・・（連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額、前連結会計年度に係る1株当たり情報に対する影響額及び前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額を記載）・・・・。</p>	連結財規第14条の2及び第14条の3 連結財規ガイドライン14の2 財規第8条の3及び第8条の3の2 財規ガイドライン8の3 正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い
未適用の会計基準等に関する注記	<p>既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該会計基準等の名称及びその概要</li> <li>当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）</li> <li>当該会計基準等が連結財務諸表に与える影響に関する事項</li> </ol>	連結財規第14条の4 連結財規ガイドライン14の4 財規第8条の3の3 財規ガイドライン8の3の3から8の3の

項目	留意点	備考																																																																								
	<p>財規ガイドライン8の3の3-1-3及び連結財規ガイドライン14の4では、連結財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとしている。なお、連結財務諸表作成時において、連結財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものとしている。</p> <p>例えば、新リース会計基準等（2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能）、改正金融商品実務指針（2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能）について注記することが考えられる。</p>	3-1-3																																																																								
追加情報	<p>連結財規等においては、特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされている。</p> <p>注記すべき追加情報の例は監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」を参照されたい。なお、必要と認められる場合、ESOP実務対応報告第16項に記載の事項（取引の概要等）などを注記することが考えられる。</p>	連結財規第15条 財規第8条の5 追加情報の注記について ESOP実務対応報告																																																																								
連結包括利益計算書関係  その他の包括利益に関する注記	<p>2022年改正法人税等会計基準等を適用した場合、その他の包括利益に係る法人税等及び税効果の金額を、その他の包括利益の項目ごとに注記する。この場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <p>・組替調整額と法人税等及び税効果額を別個に記載する場合 (作成要領300ページ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">※○ その他の包括利益に係る組替調整額 (百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th> <th>当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△XXX</td> <td>△XXX</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td>△XXX</td> <td>△XXX</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前合計</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td> <td>△XXX</td> <td>△XXX</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益合計</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">※○ その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額 (百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th> <th>当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td> <td>△XXX</td> <td>△XXX</td> </tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整後</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等及び税効果調整前</td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>法人税等及び税効果額</td> <td>△XXX</td> <td>△XXX</td> </tr> </tbody> </table>	※○ その他の包括利益に係る組替調整額 (百万円)				前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	その他有価証券評価差額金			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	計	XXX	XXX	繰延ヘッジ損益			当期発生額	XXX	XXX	退職給付に係る調整額			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	計	XXX	XXX	法人税等及び税効果調整前合計	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	その他の包括利益合計	XXX	XXX	※○ その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額 (百万円)				前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	その他有価証券評価差額金			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX	繰延ヘッジ損益			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	連結財規第69条の6 2022年改正法人税等会計基準等
※○ その他の包括利益に係る組替調整額 (百万円)																																																																										
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)																																																																								
その他有価証券評価差額金																																																																										
当期発生額	XXX	XXX																																																																								
組替調整額	△XXX	△XXX																																																																								
計	XXX	XXX																																																																								
繰延ヘッジ損益																																																																										
当期発生額	XXX	XXX																																																																								
退職給付に係る調整額																																																																										
当期発生額	XXX	XXX																																																																								
組替調整額	△XXX	△XXX																																																																								
計	XXX	XXX																																																																								
法人税等及び税効果調整前合計	XXX	XXX																																																																								
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																								
その他の包括利益合計	XXX	XXX																																																																								
※○ その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額 (百万円)																																																																										
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)																																																																								
その他有価証券評価差額金																																																																										
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																																								
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																								
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																																								
繰延ヘッジ損益																																																																										
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																																								
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																																								

項目	留意点	備考																																																															
	<table border="1"> <tr> <td>法人税等及び税効果調整後</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>退職給付に係る調整額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果調整後</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>その他の包括利益合計</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果調整後</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> </table>	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX	退職給付に係る調整額			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX	その他の包括利益合計			法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																					
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																															
退職給付に係る調整額																																																																	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																															
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																															
その他の包括利益合計																																																																	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																															
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組替調整額と法人税等及び税効果額を併せて記載する場合 (作成要領302ページ)</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>※○ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額 (百万円)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</td><td>当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  組替調整額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果額</td><td>△XX</td><td>△XX</td></tr> <tr> <td>  繰延ヘッジ損益</td><td>XX</td><td>XX</td></tr> <tr> <td>退職給付に係る調整額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  当期発生額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  組替調整額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果調整前</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>  法人税等及び税効果額</td><td>△XXX</td><td>△XXX</td></tr> <tr> <td>  退職給付に係る調整額</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>  当期発生額</td><td>XX</td><td>XX</td></tr> <tr> <td>  その他の包括利益合計</td><td>XXX</td><td>XXX</td></tr> </table>	※○ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額 (百万円)				前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	その他有価証券評価差額金			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	その他有価証券評価差額金	XXX	XXX	繰延ヘッジ損益			当期発生額	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XX	△XX	繰延ヘッジ損益	XX	XX	退職給付に係る調整額			当期発生額	XXX	XXX	組替調整額	△XXX	△XXX	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	退職給付に係る調整額	XXX	XXX	持分法適用会社に対する持分相当額			当期発生額	XX	XX	その他の包括利益合計	XXX	XXX	
※○ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額 (百万円)																																																																	
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)																																																															
その他有価証券評価差額金																																																																	
当期発生額	XXX	XXX																																																															
組替調整額	△XXX	△XXX																																																															
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																															
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX																																																															
繰延ヘッジ損益																																																																	
当期発生額	XXX	XXX																																																															
法人税等及び税効果額	△XX	△XX																																																															
繰延ヘッジ損益	XX	XX																																																															
退職給付に係る調整額																																																																	
当期発生額	XXX	XXX																																																															
組替調整額	△XXX	△XXX																																																															
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX																																																															
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX																																																															
退職給付に係る調整額	XXX	XXX																																																															
持分法適用会社に対する持分相当額																																																																	
当期発生額	XX	XX																																																															
その他の包括利益合計	XXX	XXX																																																															
	<p>なお、当連結会計年度において2022年改正法人税等会計基準等を適用し、2022年改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きを適用する場合、比較情報については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」(令和5年3月27日内閣府令第22号)附則第2条第2項により、従前の連結財務諸表規則によることができるとされている(作成要領303ページ作成にあたってのポイント)。</p>																																																																
退職給付関係	<p>退職給付に關し、確定給付制度を採用している場合には、退職給付制度の概要及び退職給付債務等の内容について、注記することが求められている。</p> <p>また、退職給付に關し、確定拠出制度を採用している場合には、確定拠出制度の概要及び確定拠出制度に係る退職給付費用の額等について、注記することが求められている。</p>	<p>連結財規第15条の8及び第15条の8の2 財規第8条の13及び第8条の13の2</p>																																																															
税効果会計関係	<p>「令和7年度税制改正の大綱」に基づき、「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立し、防衛特別法人税が2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとなった。防衛特別法人税は「法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金である法人税等」(2022年改正税効果適用指針第4項(2))に該当すると考えられることから、税効果会計に適用する法定実効税率の算定にあたって考慮する必要がある。</p> <p>また、税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正された</p>	<p>防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについての補足文書 税効果会計基準第43 2022年改正税効果適用指針第4項(2)、</p>																																																															

項目	留意点	備考
	ときは、その旨及び修正額を注記することとされているため注意が必要である。	第44項～第49項
企業結合等関係	<p>取得とされた企業結合に係る重要な取引がある場合には、取得原価の算定等に関する事項（被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳）などを注記する。</p> <p>なお、上記の取得原価の金額等を非開示としている事例については、投資家保護の観点から適切ではないと考えられる。</p>	連結財規第15条の12第1項 財規第8条の17第1項
収益認識関係	<p>収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。「業界慣行に従い処理している」等により収益認識会計基準等で求められている開示を省略している場合には、開示を省略する理由として適切ではなく、また、「重要性がない」として開示を省略している場合には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難にならないか検討する必要がある。</p> <p>2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益の分解情報の注記において、「収益認識に関する会計基準」の範囲外である「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入や「金融商品に関する会計基準」に基づく金融収益等については、顧客との契約から生じる収益の額に含めてはならないため、顧客との契約から生じる収益と区分して「その他の収益」等の名称で開示する。</li> <li>・収益の分解情報は、財務諸表利用者が会社の収益を理解する上で有用と考えられるため、収益認識適用指針第106-4項及び第106-5項を踏まえて、収益の分解の区分方法について慎重な検討を行う必要がある。例えば、単一セグメントであっても、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、主要な製品別の分析を開示している場合には、同じ区分で分解することなどを検討する。検討の結果、収益を分解するべきものがなかったとしても、上記の適用指針に従って適切な検討を行ったことがわかる内容の開示をすることが望ましい。</li> <li>・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明する上で、その前提として契約資産及び契約負債の内容を説明することが必要であると考えられる。加えて、履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関係性を説明することで、財務諸表利用者は履行義務の充足の時期とキャッシュ・フローとの関係をより良く理解できることになる。</li> <li>・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務が当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合など一定の条件を満たす場合には残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略できるが、その場合には、その旨（どの条件に該当するか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容）を開示する必要がある。また、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、受注残高の開示を行っていることを理由として、残存履行義務に配分した取引価格の開示を省略することはできないことに留意する。</li> </ul>	連結財規第15条の26 連結財規ガイドライン15の26 財規第8条の32 財規ガイドライン8の32 収益認識会計基準 収益認識適用指針 令和4年度金融庁有報レビュー結果
セグメント情報等	<p>連結財規及び財規において、セグメント情報等に係る様式が規定されているため、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する。</p> <p>2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、主な課題として、以下が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の国の売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上である場合には当該国の売上高（①）、また、特定の国の有形固定資産の残高が連結貸借対照表の有形固定資産の残高の10%以上である場合には当該国の有形固定資産の残高（②）を開示する必要があるが、当該記載が漏れている例があった（例：北米の売上高は開示されているが、アメリカ合衆国の売上高が単独で連結損益計算書の売上高の10%以上であったにもかかわらず、開示されていない）。</li> <li>・単一の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上であるが、守秘義務を理由として、当該顧客の社名を開示していない事例がある。</li> </ul>	連結財規第15条の2 財規第8条の29 令和4年度金融庁有報レビュー結果 セグメント情報等会計基準第31項及び第32項 セグメント情報等適用指針第16項及び第18項

項目	留意点	備考
2 財務諸表		
(1) 財務諸表		
貸借対照表	<u>グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、2022年改正法人税等会計基準第11項の定めにかかわらず、固定負債の区分に長期未払法人税等などその内容を示す科目をもって表示する。</u>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第8項
損益計算書	<u>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を表示した科目の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するか、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示し当該金額を注記する。</u> <u>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額の重要性が乏しい場合、上記の定めにかかわらず、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示することができる。この場合は当該金額の注記を要しない。</u>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第11項及び第12項

以上

※本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称

凡 例	
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
女性活躍推進法等	女性活躍推進法又は育児・介護休業法
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（令和7年5月1日施行）
記載上の注意	開示府令第三号様式（記載上の注意）
第二号様式記載上の注意	開示府令第二号様式（記載上の注意）
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）（令和7年8月22日施行）
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（令和7年8月22日施行）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（令和7年2月金融庁企画市場局）
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（令和7年3月金融庁企画市場局）
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（令和7年8月金融庁企画市場局）
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（修正日2020年3月31日企業会計基準委員会）
過年度遡及会計基準	企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）
2022年改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（改正2022年10月28日企業会計基準委員会）
2025年改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（最終改正2024年9月13日企業会計基準委員会）

凡 例	
新リース会計基準等	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(修正日2025年4月23日企業会計基準委員会) 及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(2024年9月13日企業会計基準委員会)
税効果会計基準	税効果会計に係る会計基準(1998年10月30日企業会計審議会)
改正株主資本等適用指針	企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会)
セグメント情報等適用指針	企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(修正日2012年5月17日企業会計基準委員会)
2022年改正税効果適用指針	企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(改正2022年10月28日企業会計基準委員会)
2025年改正税効果適用指針	企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会)
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(最終改正2024年9月13日企業会計基準委員会)
2022年改正法人税等会計基準等	2022年改正法人税等会計基準及び2022年改正税効果適用指針
改正種類株式実務対応報告	実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(改正2025年3月11日企業会計基準委員会)
ESOP実務対応報告	実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(最終改正2015年3月26日企業会計基準委員会)
グループ通算実務対応報告	実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(修正日2022年10月28日企業会計基準委員会)
グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(2024年3月22日企業会計基準委員会)
改正金融商品実務指針	改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会)
正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い	監査・保証実務委員会実務指針第78号「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」(改正2011年3月29日本公認会計士協会)
追加情報の注記について	監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」(最終改正2018年2月16日本公認会計士協会)
防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについての補足文書	補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」(2025年2月20日企業会計基準委員会)
パブコメ(サステナ等)	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)
パブコメ(重要な契約等)	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年12月22日)
パブコメ(政策保有株式)	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和7年1月31日)
開示原則	記述情報の開示に関する原則(平成31年3月19日)
開示原則(別添)	記述情報の開示に関する原則(別添)－サステナビリティ情報の開示について－(令和5年1月31日)
金融庁有報レビュー結果	有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等(金融庁)
DWG報告	金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－(令和4年6月13日)
作成要領	公益財団法人財務会計基準機構『有価証券報告書の作成要領』(2025年3月期提出用)

# 企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等の概要

えんどう かずと  
公認会計士 遠藤 和人

## 1. はじめに

2025年10月29日に企業会計基準委員会（以下「ASBJ」）は、金融資産の減損に関して、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第90号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」、移管指針公開草案第17号「金融商品会計に関する実務指針（案）」並びに関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、

実務対応報告及び移管指針の改正に関する公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。また、本公開草案が最終化され適用される際に、実務に資するための情報を提供することを目的とした補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」（以下「補足文書（案）」）という。また、以下、本公開草案と合わせて「本公開草案等」という。）も併せて公表された¹。本公開草案等に対するコメントは2026年2月6日まで募集されている。

本稿では、これらの概要及び主要な項目について解説する。

（図表1）公表された本公開草案等の一覧

企業会計基準公開草案第89号（企業会計基準第10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）
企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）
企業会計基準適用指針公開草案第90号（企業会計基準適用指針第19号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
移管指針公開草案第17号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）
移管指針公開草案第18号（移管指針第12号の改正案）「金融商品会計に関するQ & A（案）」
企業会計基準公開草案第90号（企業会計基準第11号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」
企業会計基準公開草案第91号（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」
企業会計基準公開草案第92号（企業会計基準第34号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」
企業会計基準公開草案第93号（企業会計基準第37号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準（案）」
企業会計基準適用指針公開草案第89号（企業会計基準適用指針第13号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
企業会計基準適用指針公開草案第91号（企業会計基準適用指針第30号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「収益認識適用指針案」という。）
企業会計基準適用指針公開草案第92号（企業会計基準適用指針第33号の改正案）「リースに関する会計基準の適用指針（案）」
企業会計基準適用指針公開草案第93号（企業会計基準適用指針第34号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
実務対応報告公開草案第71号（実務対応報告第30号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」
移管指針公開草案第16号（移管指針第7号の改正案）「持分法会計に関する実務指針（案）」
補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」

¹ ASBJのホームページを参照（[https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1029.html](https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1029.html)）

## 2. 公表の経緯・目的

ASBJでは、金融商品に関する会計基準の開発（改正）を行うことは、我が国の会計基準を高品質なものとすることにつながり得ると考えられており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えられていた。しかしながら、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されたことから、ASBJは、2018年8月に金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表した²。

この際、「金融資産の減損」に関しては、国際的に予想信用損失モデルが導入されており、国際的な整合性を図る観点から、開発に着手する意義は高いと考えられ、ASBJにおいて金融資産の減損について会計基準の開発に着手することとされ、検討が行われてきた。また、これに合わせて、「金融商品の分類及び測定」に関しては、金融商品の分類に関する枠組みを維持したうえで予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しの検討が行われ、本公開草案等の公表に至ったものである。

なお、本公開草案等の範囲に含めた領域を除く、金融商品の分類及び測定については、本公開草案等の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論が行われる予定とされている。

## 3. 本公開草案の概要

### （1）開発にあたっての基本的な方針

金融資産の減損に関する会計基準の開発に当たっては、6つのステップに分けて検討が行われた。

#### ➤ステップ1

##### IFRS会計基準と米国会計基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択

- 以下の理由から、IFRS会計基準のモデルを開発の基礎とすることとされた。
  - 2007年に国際会計基準審議会（IASB）とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきてていること
  - 現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性があるのはIFRS会計基準のモデルであると考えられたこと

#### ➤ステップ2

##### 金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発）

- IFRS第9号の定めを原則として取り入れつつ、一部の項目については、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で、代替的な取扱いを定めることとされた。
- 国際的な比較可能性の観点から、予想信用損失モデルの対象となる貸付金の測定に関してIFRS第9号の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れることとされた。
- 一方、条件変更については、当面の間、関連するIFRS第9号の定めを取り入れないこととされた。
- 信用リスクに関する開示について、開示目的を定めるアプローチを採用したうえで、IFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）で要求される信用リスクに係る開示に関する定めを原則としてすべて取り入れて国際的な会計基準と整合的なものとすることとされた。

#### ➤ステップ3

##### ステップ2を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

- IFRS第9号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行い、金融資産の分類については、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等³における枠組みを維持した上でIFRS第9号の予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しが行われた。
- 具体的には、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられる満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債を予想信用損失モデルの対象とすることとされた。
- また、国際的な比較可能性の観点から、以下についても予想信用損失モデルの対象とすることとされた。
  - 金融保証契約
  - 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）

#### ➤ステップ4

##### 金融機関に適用される会計基準の開発（IFRS第9号を出发点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準の開発）

2 ASBJのホームページを参照（[https://www.asb-j.jp/jp/misc/misct_others/2018-0830.html](https://www.asb-j.jp/jp/misc/misct_others/2018-0830.html)）

3 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第12号「金融商品に関するQ&A」をあわせて「金融商品会計基準等」という。以下同様。

- 特に実務上の負担が重いと考えられる次の項目について「簡素化された予想信用損失の算定方法」が定められた。
  - (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定
  - (2) 債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等（以下「債権等」という。）の予想存続期間
  - (3) 将来予測シナリオ
  - (4) 時間価値の考慮
- また、償却原価の測定にあたって、以下のオプションが定められた。
  - △ 金利差額調整法における定額法によることを認めるオプション
  - △ 約定金利（又は約定金利相当の率）によることを認めるオプション

#### ➤ステップ5

##### 一般事業会社に関する検討

- 金融商品の分類及び測定の開発に着手するかどうかが今後検討が行われることを踏まえ、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権についてはIFRS第9号の営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとされた。
- 一方、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については現行の金融商品会計基準等における取扱いを継続することとされた。

#### （図表2）予想信用損失モデルの適用範囲

区分	項目	略称定義	
金融商品	債権※1	債権等	—
	満期保有目的の債券		—
	金融保証契約		—
	当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約		貸出コミットメント等
金融商品以外	契約資産	—	—
	リース投資資産のうち将来のリース料を收受する権利に係る部分	—	—

※1：貸付金代替性私募債は、貸付金に含まれる。また、債権は、建設協力金を含み、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）、預託保証金であるゴルフ会員権を含まない。

（出所）ASB「企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表」別紙2

ASBにおける議論の過程では、債権について予想信用損失を算定する範囲に含めるとした上で、IFRS第9号において予想信用損失モデルが適用される満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失を算定する範囲に含めるかどうかについて検討が行われた。

#### ➤ステップ6

##### 公開草案の公表

- 予想信用損失に係る金融商品会計基準等の体系について、IFRS第9号の金融商品の減損に関する定めのうち、ハイレベルな内容については金融商品会計基準案において定め、その他を予想信用損失適用指針案において定めることとされた。
- 予想信用損失適用指針案では、まずステップ2の内容を記載したうえで、ステップ4でステップ2と異なる取扱いを定める場合には、区分を設けてまとめて記載することとされた。

#### （2）適用範囲

本公開草案では、次の①～④について予想信用損失を算定することが提案されている（金融商品会計基準案第14項、第16項、第26-2項、第26-3項等）。

- ① 債権（リースにより生じた債権及び建設協力金等を含む。また、貸付金に貸付金代替性私募債⁴を含む。）  
➤契約資産について、債権に準じて予想信用損失を算定する。  
➤リース投資資産のうち将来のリース料を收受する権利に係る部分について、リースにより生じた債権に準じて予想信用損失を算定する。
- ② 満期保有目的の債券
- ③ 金融保証契約
- ④ 貸出コミットメント等

満期保有目的の債券については、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認めることなく信用リスクのみに焦点を当てることが適切と考えられるため、本公開草案では、予想信用損失を算定する

⁴ 貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう（金融商品会計基準案注5-3）。

範囲に含まれている。

一方、その他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルを適用するかどうかは、金融商品の分類及び測定と併せて検討する必要があると考えられるため、本公開草案では、予想信用損失を算定する範囲に含められていない。ただし、現状、その他有価証券に分類されている場合があると考えられる貸付金代替性私募債については、その経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられることから、貸付金に含めて取り扱うこととし、有価証券として取り扱わないこととされた。このため、本公開草案では、貸付金代替性私募債については予想信用損失を算定する範囲に含められている。

また、発行者における金融保証契約及び貸出コミットメント等については、IFRS第9号における予想信用損失モデルの適用対象と整合させるために、本公開草案では、予想信用損失を算定する範囲に含められている。

さらに、金融商品に含めていない契約資産及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、それぞれ債権及びリースにより生じた債権に準じて、予想信用損失を算定することが提案されている。

なお、本公開草案では、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については、今後、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行った場合、償却原価で測定される金融資産として取り扱われるかが必ずしも定かでないと考えられるため、予想信用損失を算定する範囲に含められていない。

### （3）予想信用損失に係る会計処理

#### ① 信用リスクの著しい増大に関する判定

##### （ア）原則的な方法

予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定し、判定結果に応じて次の通り予想信用損失を算定することが提案されている（相対的アプローチ）。

◊ 期末において信用リスクが著しく増大していない債権等：12か月の予想信用損失を算定

◊ 期末において信用リスクが著しく増大している債権等：全期間の予想信用損失を算定

信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定においては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛け

ずに利用可能であり、債権等に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮することが提案されている。

また、本公開草案では、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いることとされており、明示的にデフォルトの発生確率をインプットとして含んでいないアプローチ（貸倒実績率を用いるアプローチなど）についても、デフォルト発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別できる場合には、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定の際に適切なものとなる可能性があることとされている（予想信用損失適用指針案第16項及び第17項）。

##### （イ）簡素化された方法

上述の相対的アプローチによる原則的な信用リスクの著しい増大に関する判定に対する実務負担への懸念が聞かれたため、ステップ4の「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を目指す。」との目的を踏まえ、簡素化された予想信用損失の算定方法として、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付の区分に応じて判定を行う方法を用いることができることが提案されている。これは、2019年12月に廃止された「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアルに基づく債務者区分を定義したうえで、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法である（予想信用損失適用指針案第56項、BC93項～95項）。

当該方法においては、期末において債務者を正常先、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分し、さらに正常先に区分される内部信用格付を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分した上で、正常先の優良格付又は中間格付に区分された債務者に対する債権等については債権等に係る信用リスクが著しく増大していないとみなす一方、正常先の要判定格付、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分された債務者に対する債権等については債権等に係る信用リスクが著しく増大しているとみなすことが提案されている。ただし、正常先の要判定格付又はその他要注意先に区分された債務者に対する債権等については、それぞれ一定の要件を満たした場合には債権等に係る信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとしている（予想信用損失適用指針案第57項～第62項）。

(図表3) 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち信用リスクの著しい増大の判定のイメージ

<b>正常先</b>	内部格付1	<b>優良格付</b>	信用リスクの著しい増大なしとみなす (12か月の予想信用損失)
	内部格付2		
	内部格付3		
	内部格付4	<b>中間格付</b>	
	内部格付5	<b>要判定格付</b> 債務者単位で反証可能	
<b>その他要注意先</b>	内部格付6	<b>その他要注意先</b> 債権等単位で反証可能	信用リスクの著しい増大ありとみなす が反証可能
<b>要管理先</b>	内部格付7	<b>要管理先以下</b>	信用リスクの著しい増大ありとみなす (全期間の予想信用損失)
<b>破綻懸念先</b>	内部格付8		
<b>実質破綻先</b>	内部格付9		
<b>破綻先</b>	内部格付10		

(出所) ASB「企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表」別紙3

また、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形、売掛金等、並びにリースにより生じた債権については、IFRS第9号において定められている営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ

に関する定めを取り入れることが提案されている。具体的には、信用リスクの著しい増大の判定を求めることが提案されており、具体的には図表4のとおりである。

(図表4) 単純化したアプローチの取扱い

対象債権等		引当算定方法（単純化したアプローチ）
収益認識会計基準（※）の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等	重要な金融要素を含まない	全期間の予想信用損失に等しい金額
	重要な金融要素を含む	（以下より選択） ・信用リスクの著しい増大の判定に基づき、12か月又は全期間の予想損失に等しい金額 ・全期間の予想信用損失に等しい金額
リースにより生じた債権		

（※）企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」をいう。以下同様。

(出所) 本公開草案を元に筆者作成

## ② 予想信用損失の算定方法

### (ア) 原則的な予想信用損失の算定方法

本公開草案では、原則としてIFRS第9号の予想信用損失モデルと同様に予想信用損失を算定することが提案されている。

まず予想信用損失の定義として、「信用損失を確率加重したもの」をいい、「信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたもの」とすることが提案されている（金融商品会計基準案注5-2）。また、予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期間を用いることを提案している（予想信用損失適用指針案第39項）。そのうえで、予想信用損失は、以下を反映する方法により算定することが提案されている（金融商品会計基準案第

27-2項）。

(1) 一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮することが提案されている（予想信用損失適用指針案第43項）。

### (2) 貨幣の時間価値

予想信用損失の算定において、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引くことで貨幣の時間価値を考慮することが提案されている（予想信用損失適用指針案第47項）。また、本公開草案では、割引を行う際には、原則として債権等の発

生の認識時における実効金利又はその近似値を用いることとされている（予想信用損失適用指針案第48項）。

(3) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報について、本公開草案では、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれるとされている。その際、企業内部又は外部の様々な情報源を用いることができ、これには例えば、次のものが含まれるとされている（予想信用損失適用指針案第49項）。

- ① 企業内部における貸倒実績
- ② 内部信用格付
- ③ 他社における貸倒実績
- ④ 外部信用格付、外部の報告書及び統計データ
- ⑤ 企業固有の情報源がない又は不十分な場合、比較可能な金融商品（又は金融商品グループ）に関する類似企業の実績

また、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合には、期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行うことが提案されている（予想信用損失適用指針案第50項）。

- ① 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する。
- ② 過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する。

この調整に関して、予想信用損失に関連する観察可能なデータの期間ごとの変動と予想信用損失の変動との間で相関関係が見られる場合、観察可能なデータの変動を予想信用損失の算定に反映するとしており、観察可能なデータには、例えば、次が含まれるとされている（予想信用損失適用指針案第51項）。

- ・国内総生産（GDP）
- ・失業率
- ・不動産価格や商品価格
- ・借手の支払状況
- ・金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因

(イ) 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法

収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る12か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（例えば、期日未経過、1か月以内期日経過、1か月超3か月以内の期日経過、3か月超6か月以内の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができ

ることが提案されている（予想信用損失適用指針案第38項）。

(ウ) 簡素化された予想信用損失の算定方法

信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定と同様に、予想信用損失の算定において、特に実務上の負担が重いと考えられる次の項目について「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めることが提案されている。

(1) 債権等の予想存続期間

内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合には、当該区分において正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができ、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる（予想信用損失適用指針案第63項）。

(2) 将来予測シナリオ

信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる（予想信用損失適用指針案第64項）。

(3) 時間価値の考慮

貸付金及び重要な金融要素を含む債権について約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合、実効金利の代わりにそれぞれ約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行う（予想信用損失適用指針案第65項）。

これらの「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目については、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により個別に選択して適用できる（予想信用損失適用指針案BC89項）。

また、企業が「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目を適用したかどうかについて財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合には重要な会計方針として注記し、加えて、開示目的に照らして重要な場合には信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報として注記する（予想信用損失適用指針案BC90項）。

(4) 償却原価に係る会計処理

予想信用損失モデルの適用対象となる貸付金（貸

付金代替性私募債を含む。) 及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券については、原則として実効金利法による償却原価法によることが

提案されている(金融商品実務指針案第70項及び第105項)。

(図表5) 債却原価法の定義

類型、定義	利息法／定額法	定義
実効金利法： 金融資産の予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを実効金利により割り引く方法	利息法	実効金利により複利をもって各期に配分する方法
金利差額調整法： 金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金融資産については取得差額、金融負債については収入差額を償還期又は弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法	利息法	金融資産については受取利息総額と金利調整差額の合計額を、金融負債については支払利息総額と金利調整差額の合計額を金融資産又は金融負債の償却原価に対し一定率となるように複利をもって各期に配分する方法
	定額法	金利調整差額を償還期又は弁済期までの期間で除して各期に配分し、償却原価に加減する方法

(出所) 金融商品実務指針案第57-2項を参考に作成

実効金利法による償却原価法に関して、「金融資産の予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを実効金利により割り引く方法をいう」と定義することが提案されている(金融商品実務指針案第57-2項)。ここで、実効金利には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれるとされており、さらに、金融商品のすべての契約条件(例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション)を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うが、予想信用損失は考慮しないことが提案されている(金融商品実務指針案第57-3項)。

信用減損金融資産については、IFRS第9号の定めと同様、受取利息を次のとおり算定することが提案されている(金融商品実務指針案第119項)。

- ① 購入又は組成した信用減損債権については、債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定する。
- ② 購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、信用減損金融資産となった後の期において、金融資産の帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

実効金利に含める手数料等の範囲については、原則としてIFRS第9号と同一の範囲が提案されているが、一定の要件を満たす手数料については実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることが提案されている(金融商品実務指針案第57-10項)。

また、原則的な償却原価の算定方法に関する実務負担の軽減を求める意見が聞かれたことから、図表6に示した方法により償却原価を算定することができるがされている。

(図表6) 債却原価計算の原則的な方法と選択できるオプション

対象	原則的な方法	オプション	参照条文
<u>組成</u> した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの	実効金利法における利息法	実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができる。この場合、実効金利の不可分な一部である手数料については償却原価の算定に含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができる	金融商品実務指針案 第105-2項 第57-10項
<u>購入</u> した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの	実効金利法における利息法	継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法によることができる	金融商品実務指針案 第105-3項
<u>購入又は組成</u> した信用減損債権	実効金利法による利息法（信用調整後の実効金利を使用）	契約上、元利の支払いが弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、金利差額調整法における定額法によることができる	金融商品実務指針案 第105-4項
満期保有目的の債券	実効金利法における利息法	継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法によることができる	金融商品実務指針案 第70項

(出所) ASB「企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表」別紙4を参考に作成

#### (4) 開示

##### ① 開示目的

ASBでは、2022年6月21日に「企業会計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針（開示目的を定めるアプローチ）」を公表しており、当該方針に基づき、本公開草案においても開示目的を定めるアプローチが採用されている。

金融商品会計基準案では、金融商品に関する注記における全般的な開示目的として、金融商品のリスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであると定めることが提案されている（金融商品会計基準案第40-A1項）。また、予想信用損失適用指針案では、信用リスクに関する開示目的として、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであると定めることが提案されている（予想信用損失適用指針案第71項）。なお、信用リスクに関する開示は、金融機関と一般事業会社では求められる開示の水準が異なると考えられることから、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえることを信用リスクに関する開示目的に含めることが提案されている（予想信用損失適用指針案BC121項）。

##### ② 注記事項

予想信用損失適用指針案では、開示目的を達成するため、信用リスクに関する情報として、次の事項を注記することを提案している（予想信用損失適用指針案第75

項～第92項）。

- (1) 予想信用損失の分解情報
- (2) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報
- (3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

ただし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができるとした上で、どの注記事項にどの程度の重点を置くか、また、どの程度詳細に記載するかを開示目的に照らして判断することを提案している（予想信用損失適用指針案第73項）。

さらに、信用リスクに関する注記事項は、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないことが提案されている（予想信用損失適用指針案第93項）。

また、適用初年度においては、企業会計基準第24号第10項(5)の注記に代えて、適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報を開示するとともに、金融資産の分類別に情報を開示することが提案されている（予想信用損失適用指針案第94項）。

#### (5) 適用時期及び経過措置

##### ① 適用時期

適用時期については、20XX年4月1日〔公表から3年程度経過した日を想定している。〕以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされており、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を3年程度とすることが提案されている（金融商品会計基準案

第41項)。例えば、仮に2027年3月末までに最終基準が公表された場合、2030年4月1日以降開始する事業年度から強制適用となることが想定される。また、20XX年4月1日〔公表後最初に到来する4月1日を想定している。〕以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとして、早期適用に対するニーズが存在することを考慮して、これを認めることとされている。なお、この場合には、同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要があることも提案されている(金融商品会計基準案第41項)。

## ② 経過措置

適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することが提案されている(金融商品会計基準案第44-3項)。これは、予想信用損失の算定については見積りの要素が強いため、事後の判断を使用しないことが困難であり、また、事後の判断が使用されているかどうかに関する検討に伴うコストを避けることを重視して、一律に遡及適用を求めることがされたものである。また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないことが提案されている(金融商品会計基準案第44-4項)。

## 4. 補足文書(案)の概要

### (1) 公表目的

本公開草案が最終化され適用する際に、実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書(案)が公表されている。補足文書は、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針(以下「企業会計基準等」という。)を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書

である。

### (2) 補足文書(案)の内容

次の項目に関する補足文書(案)が公表されている。

- ① 信用リスクの著しい増大に関する判定
- ② 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定
- ③ 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定
- ④ 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定
- ⑤ CECL(Current Expected Credit Loss)モデルに基づく情報の開示方法

## 5. おわりに

本公開草案の内容は、特に銀行等の金融機関への影響が大きいと考えられるが、一般事業会社においても、以下の観点で留意が必要であると考えられる。

- ・「ステップ5:一般事業会社に関する検討」で記載した単純化したアプローチは、満期保有目的の債券や、子会社向け貸付金等には適用されないと考えられること
- ・簡素化されたアプローチにおける信用リスクの著しい増大に関する判定は、銀行業における正常先、その他要注意先といった債務者区分を前提としているが、多くの一般事業会社においてはこれらの区分は行われていないと考えられること

また、本公開草案では、様々な選択的な会計処理が示されているが、その選択について、すべての金融商品で一律に選択する必要があるのか、商品ごとに異なる選択が可能かなど、必ずしも明確となっていない点も一定程度あり、本公開草案に対するコメントや当該コメントへの対応については引き続き注視する必要があると思われる。

以 上

# 実務対応報告第47号 「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」 の解説

ほうがく みつはる  
公認会計士 豊岳 光晴

## 1. はじめに

2025年11月11日に、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した。

近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化させており、当該取組みの1つとしていわゆるバーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」という。）により取得した非化石価値と別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得られる手法がみられる。今後

も、バーチャルPPAの利用拡大がみこまれるなか、バーチャルPPAに関する会計上の取扱いが明確ではない状況を踏まえ、ASBJは、バーチャルPPAにおいて取引される非化石価値に係る需要家の会計処理に関する当面の取扱いについて検討を行い、本実務対応報告を公表した。

本稿では、本実務対応報告の概要について解説する。

## 2. 公開草案からの変更点

本実務対応報告は、2025年3月11日に公開草案を公表し、ASBJに寄せられた意見を踏まえた検討が行われ、公開草案の内容を一部修正したうえで公表されている。

公開草案からの主な変更点は【図表1】のとおりである。

【図表1】公開草案からの主な変更

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更
親会社からその子会社又は関連会社への非化石価値の融通を認める制度変更への対応	公開草案公表時点では制度変更について検討中だったため、公開草案の結論の背景において、制度変更が確定した場合の会計処理の基本的な考え方が示されていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子会社又は関連会社への融通が転売から除外された。</li> <li>親会社を需要家として取扱うこととされた。</li> <li>子会社又は関連会社に融通する目的で非化石価値を購入する場合の子会社又は関連会社との間の取引についての取扱いが記載された。</li> </ul>
需要家と特定卸供給事業者等の相対の契約への適用	発電事業者と需要家の相対の契約が適用対象とされていた。	一定の要件を満たす特定卸供給事業者等と需要家の契約が適用対象に含まれた。
非化石価値の定義の見直し	公開草案では、「非化石価値」について、エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値と定義されていた。	本実務対応報告の対象となる非化石価値が再生可能エネルギー源に由来するものであることが明確化された。
会計処理を行う時点の明確化	需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行い、対価の支払義務に係る負債を計上することとし、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を合理的に見積ることとされていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において費用処理を行うこととされた。</li> <li>遅くとも国による電力量の認定時点では、金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱うこととされた。</li> </ul>

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更
決算日後に国による電力量の認定が行われた場合の取扱いの明確化	該当なし。	<p>結論の背景に以下が追記された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算日において費用が認識されていない場合、修正後発事象として修正を行う必要はないと考えられること。</li> <li>・決算日において費用を認識した場合、重要性に応じて費用の金額を修正することが考えられること。</li> </ul>
追加情報に関する追記	該当なし。	財務諸表全体の観点から重要であり、利害関係者が企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる場合には、追加情報として開示することとなるという考え方が結論の背景に追記された。

### 3. 範囲

#### (1) 本実務対応報告の対象者の範囲

本実務対応報告では、非化石価値の特定の購入取引における需要家の取扱いを定めることとされている（本実務対応報告第1項）。需要家とは、後述する「本実務対応報告を適用する契約の範囲」の契約を締結する者のうち、非化石価値を自己使用目的で購入する者をいうとされている（本実務対応報告第5項（2））。

本実務対応報告では、早期の対応が必要であることに鑑み、契約の当事者である需要家及び発電事業者のうち、広範囲に影響があると考えられる需要家のみの会計上の取扱いが定められている（本実務対応報告BC5項）。

#### (2) 本実務対応報告を適用する契約の範囲

本実務対応報告は、非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売（子会社又は関連会社への融通を除く。）が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するものに適用することとされている（本実務対応報告第2項）。

- (1) 発電事業者と需要家の相対の契約である。
- (2) 需要家は、発電事業者との間で、契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。
- (3) 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

本実務対応報告の開発時点では、非化石価値取引の制度上、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「取引所」という。）が運営する非化石価値取引市場における取引を通じて発電事業者が非化石価値を売却するほか、発電

事業者が相対で小売電気事業者又は需要家に売却することが可能とされており、非化石価値を売却することができるには発電事業者であり、需要家が非化石価値を転売することは想定されていない（本実務対応報告BC11項）。

本実務対応報告を適用する契約は発電事業者と需要家が相対で締結するものであり、需要家は、自己使用目的の下、想定する自社の電力の消費量の範囲内で、当該契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入することを約束し、当該非化石価値を買い取る義務を負うこととなると考えられることを考慮して、本実務対応報告を適用する契約が有する特徴が列挙されている（本実務対応報告BC12項）。

また、前述の発電事業者と需要家の相対の契約に加えて、本実務対応報告は、非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、特定卸供給事業者等¹から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち同様の特徴を有するものについても適用することとされている（本実務対応報告第3項）。

これは、特定卸供給事業者との取引はさまざまな類型があるが、特定卸供給事業者と需要家の相対で締結された非化石価値の移転に関する契約で、再生可能電力発電設備で発電を行う者の再生可能電力発電設備を指定した上で、当該再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を特定卸供給事業者から需要家が購入し、需要家が当該非化石価値を買い取る義務を負う場合には、本実務対応報告を適用して会計処理を行うことが考えられるためである（本実務対応報告BC14項）。

なお、本実務対応報告の開発に際しての提案においては、非化石価値の対価の支払い条件について、発電事業

¹ 需要家が非化石価値の移転に関する契約を締結する相手方になり得る者として、電気事業法（昭和39年法律第170号）上の特定卸供給事業者の定義は満たさないが、複数の再生可能電力発電設備を束ねることで再生可能電力発電設備の発電変動を吸収し、安定した供給力として卸電力市場などへ電力の供給を行う者も挙げられる。本実務対応報告上は、このような役割を担う者を特定卸供給事業者に準ずる者として、特定卸供給事業者とまとめて「特定卸供給事業者等」と定義した上で、本実務対応報告を適用するにあたり、「発電事業者」を「特定卸供給事業者等」と読み替えるものとする定めが置かれている（本実務対応報告BC15項）。

者の収入を固定化するために、発電事業者は契約で指定された再生可能電力発電設備で発電した電力を卸電力市場で売却するとともに、需要家は非化石価値の対価として契約上の固定価格と卸電力市場で決定される電力価格（以下「卸電力市場価格」という。）の差額を発電事業者に支払うことが一般的であるとされており、差金決済が契約の特徴の1つとして挙げられていた。しかしながら、特定の補助金制度を適用する場合には対価の支払い条件が固定価格となる契約も想定されることから、本実務対応報告を適用する契約の特徴には含まれていない（本実務対応報告BC17項）。

#### 4. 実務上の取扱い

##### （1）非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理

本実務対応報告では、需要家は、非化石価値を受け取る権利について、契約で指定された再生可能電力発電設備による発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において費用処理を行い、対価の支払義務に係る負債を計上することとされている（本実務対応報告第6項）。ここで、遅くとも国による電力量の認定時点では、金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱うこととされている（本実務対応報告第6項）。

本実務対応報告では、本実務対応報告の開発時点において、非化石価値取引は概ね【図表2】のように構成されると説明されている。

【図表2】非化石価値取引の概要（本実務対応報告BC23項）

(1) 契約の締結	需要家は、発電事業者との間で、指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。
(2) 発電事業者による発電	発電事業者は、契約で指定された再生可能電力発電設備で発電を行う。
(3) 発電事業者による電力量の申請	発電事業者は、発電月から2か月後の末日までに、一般送配電事業者から通知された電力量に基づき電力量を国へ申請する。
(4) 国による電力量の認定	国は、取引される非化石価値の信頼性を担保するため、発電事業者から報告を受けた電力量が正確な値であることを認定する。当該認定により、需要家が受け取る非化石価値の量が確定する。認定結果は発電月から3か月後の月末（電力量の申請期限から1か月後）に、国から発電事業者へ通知される。また、国は、認定した電力量を取引所へ通知する。
(5) 発電事業者の口座残高の増加	取引所は非化石価値取引の参加者ごとに非化石価値を管理する口座を設けており、取引参加者は保有する非化石価値の量を確認することができる。取引所は、国から通知された電力量に基づき、取引所が用意するコンピュータ・システム（以下「非化石価値取引システム」という。）において発電事業者の非化石価値の口座残高を増加させる。
(6) 非化石価値の移転	非化石価値は、発電事業者と需要家が契約において合意した日に発電事業者から需要家へ移転する。
(7) 需要家による対価の支払	需要家は、契約で定められた日に非化石価値の対価を発電事業者に支払う。
(8) 需要家の口座残高の増加	取引所は、発電事業者からの非化石価値の移転の申請に基づき、非化石価値取引システムにおいて発電事業者の口座残高を減少させるとともに、需要家の口座残高を増加させる。非化石価値の移転の申請が行われる時期は毎月又は3か月ごとなど個々の契約により異なるが、遅くとも本項(10)の口座の凍結までには当該申請が行われ、取引所は需要家の口座残高を増加させる。
(9) 非化石価値の使用	需要家は、非化石価値を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の報告等に使用する。
(10) 口座の凍結	取引所の口座は毎年6月に凍結される。

また、本実務対応報告では、非化石価値の特徴として、以下の点が挙げられている（本実務対応報告BC24項）。

(1) 非化石価値は需要家により転売されることが想定されておらず、自己使用目的で購入されるため、非化石価値を第三者に売却することによる直接的な経済的便益の流入はないと考えられる。

- (2) 本実務対応報告の開発時点では需要家に温室効果ガスの排出量の削減義務は課されていないため、当該削減義務を履行するための直接的な将来の経済的資源の流出を削減する効果は有していないと考えられる。
- (3) 非化石価値は、需要家が別途調達する再生可能電力でない電力と組み合わせることで、温対法に

に基づく温室効果ガスの排出量の報告において削減された温室効果ガスの排出量として報告すること等に使用することができる。このため、間接的にはあるが、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減をもたらす蓋然性があると考えられる。

(4) 非化石価値は、報告に使用した時点で消滅すると考えられるが、温対法に基づく報告、企業が自らの事業に使用する電力の100%を再生可能電力で賄うことを目指す国際的な取組みであるRE100に係る報告等、複数の報告に使用することができるため、複数の報告に使用する場合には、ある報告に使用しても消滅しないとも考えられる。

(5) 【図表2】のとおり、発電時点と非化石価値が認定される時点は異なっており、また、発電時点と温対法の報告において非化石価値を温室効果ガスの排出量の削減に充てることができる時点も異なっている²。

(6) 非化石価値は、引渡しよりも前に使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てることができるという性質を有しており、この点において棚卸資産等の一般的な財とは異なっていると考えられる³。

本実務対応報告を適用する契約では、発電時点において将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じていることを考慮すると、その時点において需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の会計処理を行うことが考えられる（本実務対応報告BC25項）。

しかしながら、国による電力量の認定時点より前は非化石価値の量が確定していないこと等により発電時点において会計処理を行うことが実務的に困難な場合があることが想定されるため、需要家は、発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において会計処理を行うこととされている（本実務対応報告BC26項からBC28項）。

なお、国による電力量の認定により、非化石価値が取引可能となり量が確定することとなり、また、この時点においては、契約内容や卸電力市場価格等に基づき価格についても情報を得ることができると考えられるため、遅くとも国による電力量の認定時点では金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱うこととされている

（本実務対応報告BC28項）。

また、前述の非化石価値の特徴として列挙した6項目の(1)～(3)に記載のとおり、非化石価値及び非化石価値を受け取る権利は、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減を間接的にしか捉えることができず、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減をもたらすかどうかについて不確実性があると考えられることから、費用処理することとされている（本実務対応報告BC34項）。

## （2）対価の差金決済を行う場合の取扱い

非化石価値の対価として、契約上の固定価格と卸電力市場価格の差額に契約で指定された再生可能電力発電設備の発電に応じた電力量を乗じて得た金額を発電事業者と需要家との間で決済するという差金決済の場合において、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより、需要家が対価を受け取ることとなるときは、当該対価を費用から減額することとされている（本実務対応報告第8項）。

ここで、需要家が支払う対価がマイナスとなるのは、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回る場合であり、電力量がマイナスとなって需要家が発電事業者に対して非化石価値を引き渡す義務を負うことはないことを踏まえると、需要家は常に非化石価値を取得しており、その対価はプラスにもマイナスにもなり得るものと考えられる。本実務対応報告では非化石価値を受け取る権利について費用処理することとされていることから、需要家が支払う対価がマイナスとなる場合には、マイナスの対価を費用から減額することとされている（本実務対応報告BC37項及びBC38項）。

## （3）子会社又は関連会社への非化石価値の融通

本実務対応報告では、子会社又は関連会社へ非化石価値を融通する目的で非化石価値を購入する場合で、その子会社又は関連会社が自己使用目的で取得するときは、本実務対応報告の適用対象となる契約を締結する者を需要家として取り扱うこととし（本実務対応報告第5項(2)）、当該需要家とその子会社又は関連会社との取引については、両者の合意内容に基づき会計処理を行うこととされている（本実務対応報告第9項）。

本実務対応報告の開発時点における我が国の制度上、親会社が購入した非化石価値を子会社又は関連会社に融通することが認められていることから（本実務対応報告

2 非化石価値は発電月から3か月後に国により認定されるため、1月から12月の発電に応じた非化石価値は4月から翌年3月にかけて認定されることとなる。さらに、温対法では、4月から翌年3月までに国により認定された非化石価値は需要家が4月から翌年3月までに使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てるために使用され、報告期限は翌年6月末日又は7月末日までとされている。

3 契約によっては、温対法において使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てられる期間（4月から翌年3月まで）の後に需要家の非化石価値の口座残高が増加することがあるとされている。例えば、需要家の口座残高の増加が国による電力量の認定が行われた2か月後（すなわち、発電月から5か月後）となる場合があり、このような場合、12月に発電された電力に係る非化石価値については、翌年3月までに使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てることができるが、需要家の口座残高の増加は翌年5月に行われることとなる。

BC6項)、これらの取引を「転売」として本実務対応報告の適用対象外とするのではなく、子会社又は関連会社において自己使用目的となる場合には、グループ全体としては自己使用目的であるとして本実務対応報告の適用対象とすることが考えられるためである(本実務対応報告BC7項)。

## 5. 開示

本実務対応報告についての公開草案では、次の理由から、特段の開示を求めないことが提案され(本実務対応報告BC43項)、公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行ったものの、本実務対応報告では公開草案の提案と同様に開示に関する定めは設けないこととされた(本実務対応報告BC45項)。

- (1) 電力関連費用を区分して開示していない実務が多いなか、一般的に電力料金に比べて相対的に少額な非化石価値に関してのみ開示を求めた場合には、電力関連費用の一部のみが開示されることとなり、有用性は乏しいと考えられる。
- (2) 自己使用目的で財又はサービスを購入する長期契約(例えば商品や材料を購入する長期契約)については、本実務対応報告の開発時点の実務において特段の開示は求められていないと考えられる。
- (3) 本実務対応報告を適用する契約では、対価の差金決済を行う場合、卸電力市場価格が下落したときは、需要家の支払額が増加することとなるが、支払額は契約上の固定価格が上限となると考えられる。

## 6. 適用時期等

### (1) 適用時期

本実務対応報告では、適用時期について次のように定

められている(本実務対応報告第10項)。

- (1) 2026年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (2) ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

本実務対応報告の適用開始日より前に締結されている契約については、本実務対応報告の適用により会計処理の変更が生じる場合があると考えられることから、一定の準備期間を確保できるように適用日が定められている。ただし、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられることから、早期適用も認められている(本実務対応報告BC46項)。

### (2) 経過措置

本実務対応報告では、本実務対応報告を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、需要家に生じた非化石価値を受け取る権利で、契約で指定された再生可能電力発電設備により適用初年度の期首までに発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できるものについては、当該非化石価値を受け取る権利の金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することとしている。この場合、当該期首時点で国による電力量の認定時点が到来しているものに係る金額は、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する金額に含めることとしている(本実務対応報告第11項)。

本実務対応報告を遡及適用する場合、金額を信頼性をもって測定することが可能となった時点を判断する必要があり、当該判断が困難な場合があると考えられることから、本実務対応報告では遡及適用は求められていない(本実務対応報告BC47項)。

以 上

# AIと専門家による2025年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析（第2回）

監査事業本部 Audit Innovation R&amp;D

品質・リスク管理本部 品質統括 サステナビリティ品質統括

2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）及び企業内容等の開示に関する留意事項について（以下「開示ガイドライン」という）の一部が改正された。本改正により、2023年3月期の有価証券報告書等からサステナビリティ情報の開示が義務付けられている。また、2025年3月5日にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が日本のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の確定基準を公表している。SSBJ基準は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表しているIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）に整合するわが国のサステナビリティ情報の開示基準であり、将来的に有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示ルールとして制度化されることが見込まれている。さらに、2025年11月26日にSSBJ基準の適用開始に向けた環境整備として、金融庁から「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令』（案）に対するパブリックコメントの実施について」が公表されている（パブリックコメント期限は2025年12月26日）。

トマツでは、開示府令改正3年目の2025年3月期における有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示状況を把握するため、AIを活用した調査と専門家による目視調査の二種類の手法を用いて調査を行い、その結果を2025年10月にWEBで公表した（<https://www.deloitte.com/jp/ja/about/press-room/nr20251024.html>）。本稿では第1回の記事に続いて4（4.3）を取り上げ、4（4.4）については、第3回（本誌2026年2月号）で解説する（【本分析の構成】参照）。

## 【本分析の構成】

1 本分析のポイント（エグゼクティブサマリー）	第2回 (再掲)
2 調査の概要	
2.1 調査手法	
2.2 対象となる開示	

3 全体傾向	第1回
3.1 急上昇ワード	
3.2 記載量	
3.3 サステナビリティ情報の記載傾向	

4 サステナビリティ情報の開示分析	第2回 第3回
4.1 ガバナンスの開示	
4.2 リスク管理の開示	
4.3 戦略の開示	

## 1. 本分析のポイント（エグゼクティブサマリー）

■有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する記載文字量は2023年3月期から2025年3月期にかけて約1.5倍増加しており、多くの企業がサステナビリティ情報の開示に対して積極的に取組んでいることが見て取れた。特に、サステナビリティ関連の評価項目を役員報酬に組み込んでいる企業において記載量が多い傾向が見られた。サステナビリティ情報開示のさらなる拡充に向けて、役員報酬制度の設計を含むガバナンスの強化が有効である可能性が示唆される。

■人的資本や気候変動について多くの企業が開示しているが、投資家が企業価値向上に向けたストーリーを読み取るうえで、ESG関連項目以外のDXや知財などのテーマについても重要性がある場合がある。これらのテーマに関する開示は現時点では限定的であるものの、増加傾向にあり、企業価値に対する企業の意識向上がうかがえる。今後、さらなる開示の拡充が期待される。

■サステナビリティに関するリスク・機会、戦略、指標及び目標の記載内容のつながりについては課題が見られた。気候変動に関してはリスクや機会、戦略に関して多様な観点が記載される一方で、指標及び目標については温室効果ガス（以下「GHG」という）排出量関連に集中している傾向が見られた。人的資本については戦略や指標及び

目標については多様な観点が記載される一方で、開示府令上、明確に要求されていないリスクに関する記載が乏しい傾向が見られた。サステナビリティ情報の開示においては、断片的な情報の開示ではなく、重要性のあるリスクや機会から戦略、指標及び目標へと一貫性をもった情報開示が期待される。

■SSBJ基準に則した開示は前期から若干の増加にとどまっている。SSBJ基準適用義務化に向け、経営戦略としてのサステナビリティ課題への対応について、投資家がその内容を理解できるように開示の準備を加速させていくことが大いに期待される。

- GHGの開示については、排出量の実績値を開示する企業が増加傾向にあることが確認されたものの、特に当年度の排出量を有価証券報告書提出日に間に合わせて集計し開示できている企業は半数以下にとどまっている、前年度の排出量の実績値を開示しているケースもまだ多く見られた。GHG排出量の集計体制の整備をさらに進めていき、適時に開示できるよう準備を進めていく必要があると考えられる。
- 人的資本の開示については、前年度は提出会社単体ベースでの開示が多く見られたが、当年度は連結ベース（提出会社+重要な子会社の開示含む）で開示する企業が増加傾向にあり、連結ベースで情報収集し開示する必要性が企業に浸透してきている様子が見て取れた。連結ベースでのさらなる開示の充実が今後も期待される。
- ガバナンスにおいて、執行に関する記載は詳細に開示している企業が多く見られた一方で、監督についての開示は取締役会が経営陣から報告を受けている旨の開示等の形式的なものに留まっている企業が多かった。ガバナンスの開示に際しては、執行側の記載だけでなく監督側についても記載することが重要であり、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められることに留意する必要がある。
- リスク管理において、気候関連のリスク及び機会を識別するためのシナリオ分析について開示する企業が増加傾向にあり、気候変動リスク及び機会に対するエクスポートジャヤーを把握識別する企業が増加していることがうかがえたが、財務的影響を開示している企業の割合は低かった。
- 財務的影響は投資家の意思決定においても有用性が高いと考えられるため、情報のさらなる開示を期待したい。

は、第2回（本誌2026年1月号）で解説している。

¹ 東京株式市場2025年3月31日（月）の終値に基づく時価総額による。

## 2. 調査の概要

### 2.1 調査手法

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示状況をAIを活用した調査と専門家による目視調査の二種類の手法を用いて調査した。なお、昨年度を対象に、AIを活用した調査については、「AIを用いたテキスト解析による有価証券報告書の開示動向調査」を、専門家による目視調査については、「2024年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析」を公表している。

### 2.2 対象となる開示

2025年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載を調査の主な対象とした。

AIを活用した調査において、有価証券報告書の項目ごとの記載量を分析する際は、2【サステナビリティに関する考え方及び取組】に加えて、1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、3【事業等のリスク】、4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】も調査の対象とした。また、役員報酬の記載状況を分析する際は、第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】の(4)【役員の報酬等】を調査対象とした。

専門家による目視調査において、有価証券報告書の他の項目（第1【企業の概況】の5【従業員の状況】や、第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】など）についても、【サステナビリティに関する考え方及び取組】欄で参照している旨の記載がある場合など、サステナビリティに関する記載がある場合は併せて調査の対象とした。

### 2.3 調査対象企業

#### 2.3.1 AI調査

2025年3月期決算企業、かつ、2025年6月30日までに当該期間の有価証券報告書を提出した東京証券取引所上場企業のうち、過去3年にわたり決算期の変更なく有価証券報告書を提出している企業2,153社を調査対象とした。なお、経年での調査において、市場区分や時価総額別での分析を行う際には、2025年時点での区分や時価総額に基づき企業の振り分けを行った。

#### 2.3.2 専門家調査

2025年3月末時点で、時価総額¹が1兆円以上のプライム市場上場企業のうち、2025年6月末までに有価証券報告書を提出している3月決算企業133社を調査の対象とした。

対象を時価総額1兆円以上の企業としたのは、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方」に

するワーキング・グループ」（以下「サステナビリティWG」という）における、SSBj基準の有価証券報告書への適用対象、適用時期の検討状況を踏まえたものである²。

開示府令への準拠は時価総額にかかわらず有価証券報告書を提出するすべての企業に求められているが、他の上場企業に比べ早いタイミングでSSBj基準の適用義務化が予想される時価総額1兆円以上の企業を対象としていることで、SSBj基準の適用を見据えた先進的な開示がどの程度進んでいるかを把握する。

また、決算月については、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示がどのように変化・拡充したかを分析するため、開示府令改正3年目の情報が入手可能となる3月決算に对象を絞った。

比較対象とする2024年3月期の有価証券報告書については、2025年3月期の分析対象と同じ条件³で抽出した141社とした。なお、2024年3月期の開示状況については、本分析を行うにあたり、改めて開示内容を確認し、昨年実施した調査結果の見直しを適宜行った。

## 2.4 調査における注意点

### 2.4.1 AI調査

AIによる調査では、テキスト解析を機械的に行なっており、機械処理による誤解釈やデータの欠落を含みうる。データの欠落の例としては、有価証券報告書XBRLデータのタグ情報に基づいたデータの抽出を行っているため、タグ情報と文章の不一致などによる文章の欠落などが挙げられる。また、テキスト解析の中で文章から各種情報を機械処理にて抽出する際に生成AIなどを活用しており、AIの誤判定などによる誤りが含まれる可能性があることに留意されたい。テキスト解析のため、有価証券報告書内で画像形式で情報が埋め込まれている箇所は解析対象外となる。

AI調査の一部においてキーワードを用いた情報抽出を行っており、原則として以下のそれぞれ対応する単語群のうちいずれか1つ以上が記載されている場合に記載ありとした。例外的な処理を行っているものについては、注釈により補足している。アルファベットの大文字小文字については、表記揺れを加味して記載の有無を判定している。

気候変動	気候変動、気候、カーボンニュートラル、TCFD
人的資本	人的資本、人材、多様性
生物多様性	生物多様性、自然資本、TNFD
人権	人権

循環型社会	循環型社会、循環型経済、循環経済、サーキュラーエコノミー、サーキュラー・エコノミー
地域経済	地域経済、地域課題、地域社会
情報セキュリティ	情報セキュリティ、サイバーセキュリティ、サイバー攻撃、不正アクセス
DX	DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル・トランスフォーメーション、Digital Transformation
知財	知財、知的財産、知的資本
水	水 ※ただし、洪水や水素などの語句は除外

### 2.4.2 専門家調査

有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示については、具体的な記載方法は開示府令等で詳細に規定されておらず、企業の取組みの状況に応じて柔軟な記載が可能な枠組みとされている⁴。そのため、調査対象については、網羅的にカウントできていない可能性や、一部重複したカウントになっている可能性がある。また、2024年3月期及び2025年3月期の分析対象企業の抽出基準は同様であるが、時価総額によっているため、分析対象企業はそれぞれ異なる（2.3.2参照）ことに留意されたい。

## 3. 全体傾向

第1回（本誌2025年12月号）で解説しているため、本稿での解説は省略する。

## 4. サステナビリティ情報の開示分析

本分析では、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示について、次の観点から分析を行った。

SSBj基準で開示が求められている「ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標」の一部の項目について、SSBj基準適用義務化の前ではあるが、2025年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】において、時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、どの程度開示されているかについて専門家による分析を行った（4.1.2、4.2.2、4.3.3、4.4.2参照。4.1.2、4.2.2については、本誌2025年12月号の第1回解説を参照されたい。4.4.2については、本誌2026年2月号の第3回解説で紹介予定）。

また、開示府令改正3年目の2025年3月期におけるサステナビリティ情報の開示の変化・拡充の状況を把握す

2 SSBj基準は金融庁による法令上の手当てがなされることを前提としているため、適用対象や適用時期についての具体的な定めはない。SSBj基準の適用対象や適用時期については、金融審議会により設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（サステナビリティWG）において、現在検討されている。

3 東京株式市場2024年3月29日（金）の終値に基づく時価総額による。

4 出所：金融庁「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」P.14

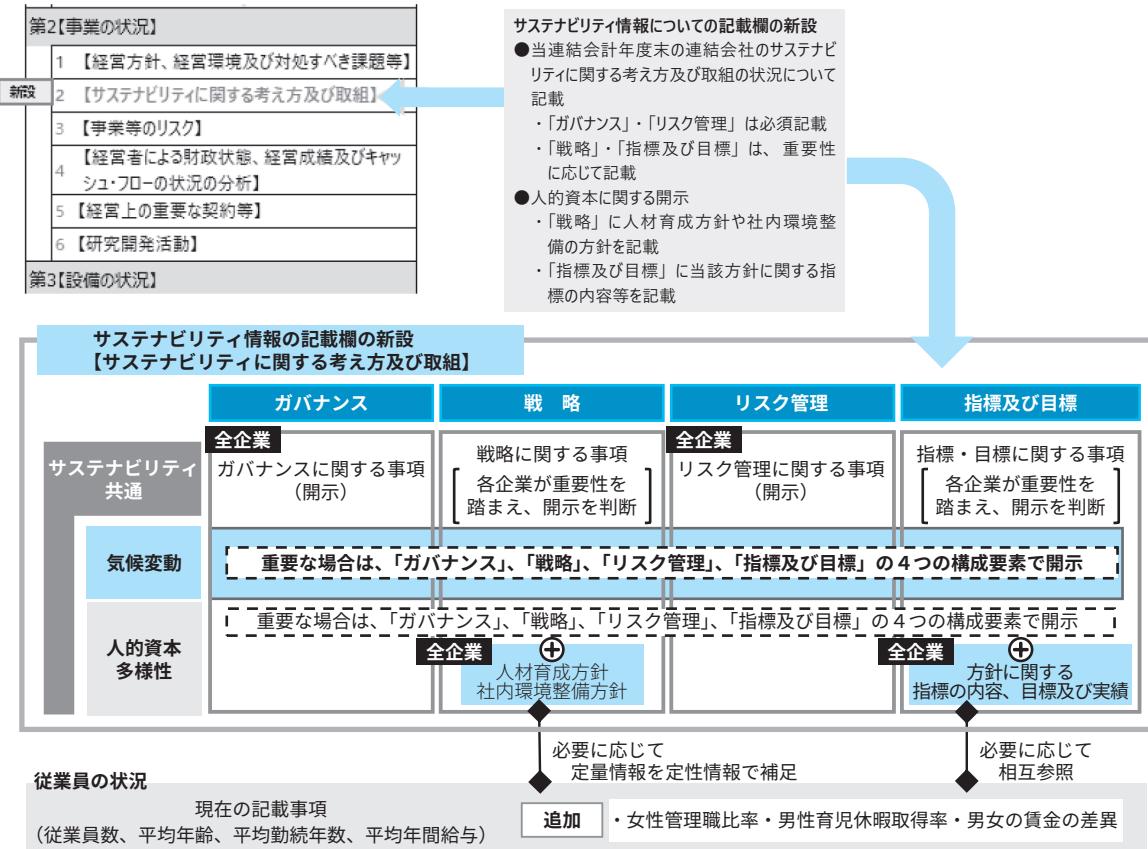
るため、2024年3月期と2025年3月期の有価証券報告書における気候変動と人的資本に関する開示について、時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、専門家による比較分析を行った（4.4.3、4.4.4（本誌2026年2月号の第3回解説）で紹介予定）。

さらに、有価証券報告書の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示は、金融庁による令和5年度、令和6年度及び令和7年度の有価証券報告書レビューにおける法令改正関係審査及び重点テーマ審査の対象となっている。令和7年度の有価証券報告書レビュー⁵は、現在実施中であるが、令和5年度と令和6年度については、「有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」が公表されている。令和6年度有価証券報告書レビューでは、令和5年度に引き続き課題^⑤として「サステナビリティ関連のリスク及び

続き課題⑤として「サステナビリティ関連のリスク及び

機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である」点が指摘されている。適切ではないと考えられる事例として、企業は取組みや指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容について記載していない事例が示されている。また新たに識別された課題④として、「識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である」が追加されている。本項では、サステナビリティ関連財務開示内の開示のつながり（サステナビリティ関連のリスク及び機会、戦略、指標及び目標のつながり）について、全上場企業を対象にAIによる分析を行った（4.3.1参照）。

【図表9】開示府令改正（2023年1月）による有価証券報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組】欄の新設



出所：有限責任監査法人トーマツ「会計情報」「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の概要（本誌2023年4月号（Vol.560））

## 4.1 ガバナンスの開示

第1回（本誌2025年12月号）で解説しているため、本稿での解説は省略する。

本稿での解説は省略する。

## 4.2 リスク管理の開示

第1回（本誌2025年12月号）で解説しているため、

### 4.3 戦略の開示

金融庁による令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等では、令和5年度の有価証券報告書レビューで識別された課題に加え

5 令和7年度の有価証券報告書レビューは2025年3月31日以降に終了する事業年度を対象としており、当分析の対象としている事業年度である。

て、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に 対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又 は不明瞭であるとの課題が新たに追加されている。

開示府令第三号様式記載上の注意（10-2）で準用する第二号様式記載上の注意（30-2）bでは、戦略並びに 指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められ ており、識別したサステナビリティ関連のリスク及び 機会とそれに対応する重要な戦略や指標及び目標に ついては、対応関係やつながりを理解できるように記載 することによって、投資家が、企業価値向上に向けたス トーリー（文脈）を理解できるように開示することが期 待されている。

#### 4.3.1 戦略のつながり

##### (1) 全体像

有価証券報告書の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】では、気候変動や人的資本などのサステナビリティ情報を開示する際、リスク、機会、戦略、目標、実績の項目について一貫性を持って記述することが 重要と考えられる。そこで、上場企業における各項目の 代表的な記載内容及び項目間の関連性をAIを用いて分析 した（【図表16】、【図表17】）。

本分析は、以下の手順で実施した。

1. 【情報の抜き出し】2025年3月期の有価証券報告書 における2【サステナビリティに関する考え方及び 取組】に記載された各項目（リスク、機会、戦略、 目標、実績）に関する文章を企業ごとに自動抽出し た⁶。

2. 【項目間のつながり】企業ごとの抽出結果に対して、 以下の四種類の項目間の関連性が存在するかどうか を自動判定した。

- i. (リスク→戦略) リスクに対応した戦略であるか
- ii. (機会→戦略) 機会に対応した戦略であるか
- iii. (戦略→目標又は実績) 戦略に対応した目標/実績 であるか
- iv. (目標→実績) 目標に対応した実績であるか

3. 【トピック化】項目（リスク、機会、戦略、目標、 実績）ごとの抽出結果を企業横断で集め、類似した 内容を自動でまとめることにより主要なトピックを作成した⁷。また、各トピックに割り当てられる ステップ1の抽出結果の件数を集計した。

4. 【グラフ化】次に、トピックごとの記載件数及びト ピック間の関連性を可視化した。

**円の大きさ**：そのトピックに属する記載件数に比例 する。

**線の太さ**：トピック間で確認された関連性の強さ (存在する関連の数) に比例する。

気候変動に関する分析結果（【図表16】参照）から、 以下の全体的な傾向が読み取れる。

- リスクや機会、戦略に関して多様なトピックが見られ た一方で、目標と実績についてはGHG排出量関連に 集中している傾向が見られた。
- リスクとしては、サプライチェーンや自然災害に関し て多くの企業で開示されているが、それに対応する目 標や実績のトピックは見られなかった。
- 機会としては、環境配慮やエシカル消費が多く挙げら れているが、それに対応する目標や実績の記載は少な い。

一方、人的資本に関する分析結果（【図表17】参照） から、以下の全体的な傾向が読み取れる。

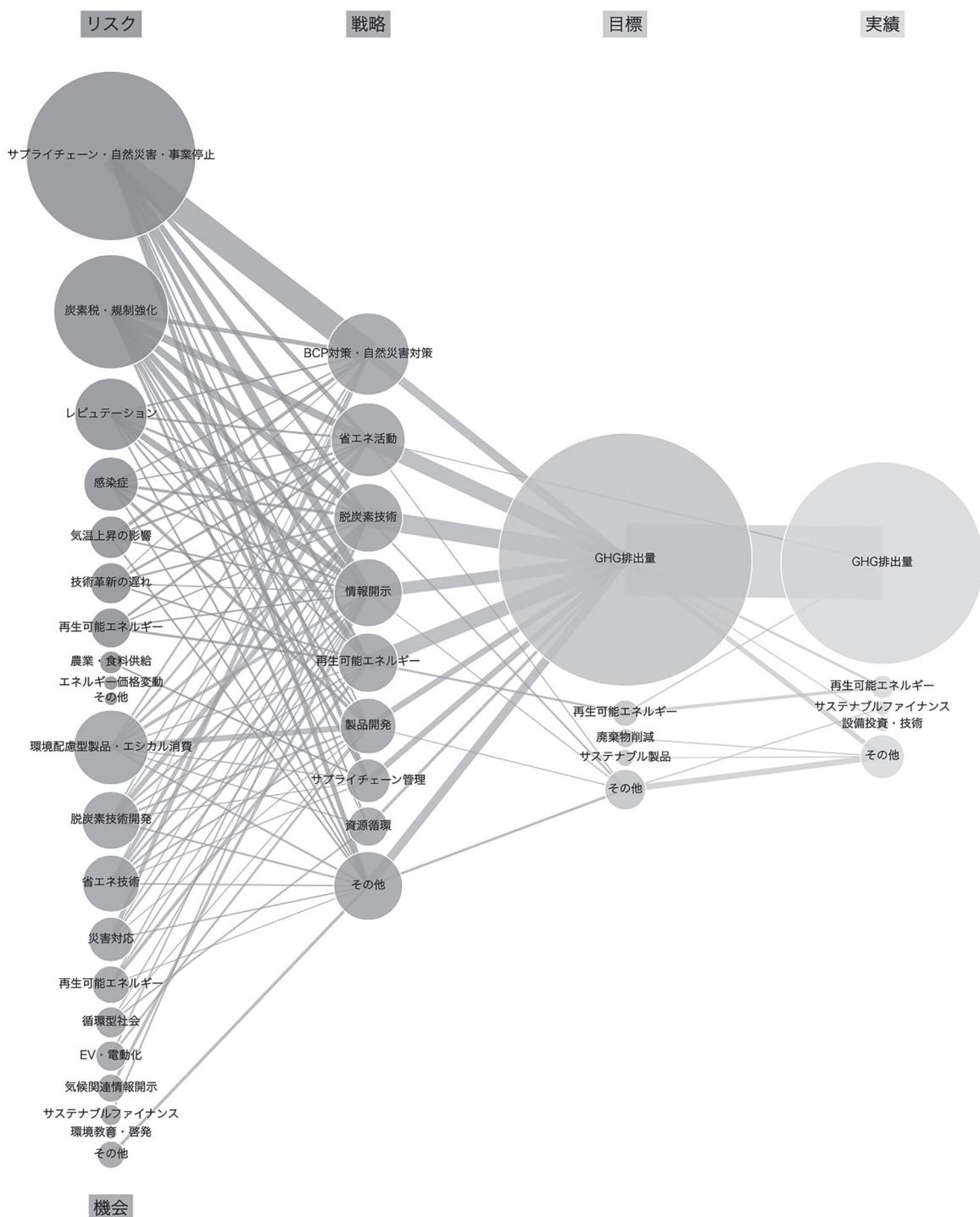
- 戦略・目標・実績のトピックと比べてリスクのトピックは小さく、リスクの記載が少ない傾向にある。
- 戦略の記載は主に人材育成（従業員のスキル向上や キャリア形成を支援する教育制度など）のトピックに 集中し、それに対応する目標として研修・教育投資の トピックとその他トピックへのつながりが見られた。 その他トピックへのつながりとしては、各社特有の目 標設定をしていると考えられる。

上述の通り、気候変動については、リスクや機会、戦 略の記載は比較的充実しているが、それらを定量的にモ ニタリングするための目標及び実績の記載がGHG排出 量関連に集中しており、それ以外の観点について不足し ている。気候変動に関する開示では、GHG排出量関連 以外にも、リスクや戦略に対応づけられた目標を設定 し、実績値を開示することで企業活動をモニタリングす ることが望ましいと考えられる。一方、人的資本につい ては、戦略やそれをモニタリングするための目標及び実 績は比較的記載されているが、どのようなリスクを想定 しているかに関する記載が少ない。これは、開示府令上、 人的資本関連の戦略と指標及び目標は重要性にかかわらず開示が求められるとともに、指標の実績についても開示が求められている一方で、リスクや機会についても明確な開示要求がなく、企業は重要性のあるリスクと 機会だけを開示する方針を取っている可能性があると考 えられるが、戦略の前提を読み取ることが難しい。

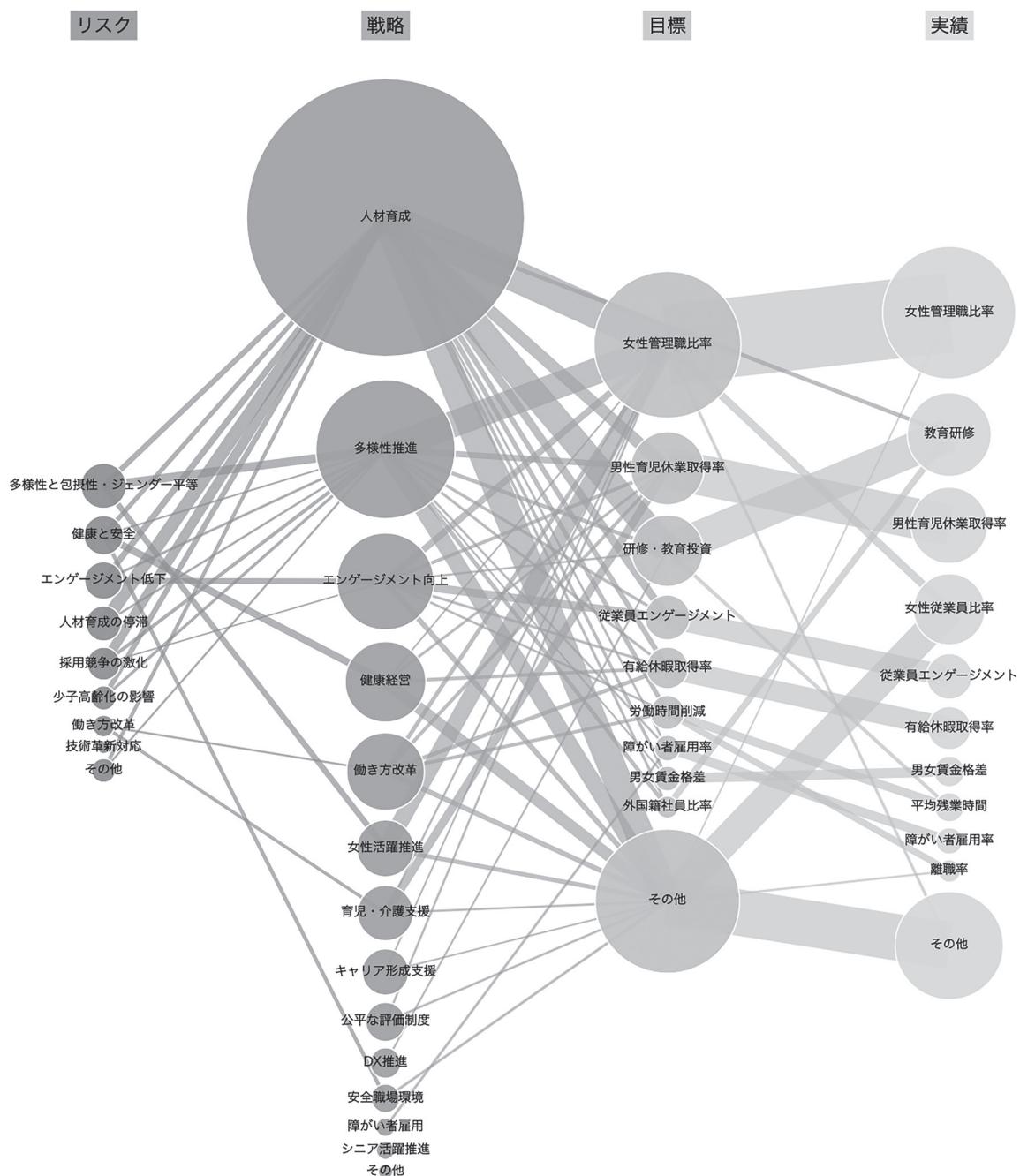
⁶ 人的資本については、「機会」に相当する記載を定義するのが困難であったため、今回は集計対象外とした。

⁷ トピック化は生成AIを用いて行ったが、その後、専門家のチェックに基づき、トピック情報の修正を行った。

【図表16】気候変動：リスク・機会、戦略、目標、実績のトピック及び関連性 AI調査 全上場企業



【図表17】人的資本：リスク、戦略、目標、実績のトピック及び関連性 AI調査 全上場企業



## (2) リスクと機会

### ① 気候変動

#### リスク

リスクに関しては、「サプライチェーン・自然災害・事業停止」が最も大きなトピックとして挙げられた（【図表16】参照）。このことから、自然災害や異常気象が事業活動に与える影響は、幅広い企業において重要課題であると認識されていることがわかる。また、「炭素税・規制強化」や「レビューーション」も重要なリスクとして挙げられており、規制の強化や社会的評価の低下が企業活動に及ぼす影響が重視されていることがうかがえる。

リスクごとの業種別傾向を分析するため、各業種にお

けるリスクの平均記載数を集計した（【図表18】参照）。

移行リスクに関連する主なトピックとしては、「炭素税・規制強化」、「レビューーション」、「技術革新の遅れ」などが挙げられた。特に「炭素税・規制強化」や「レビューーション」は幅広い業種で言及されており、中でも銀行業界においてその傾向が顕著である。一方、「技術革新の遅れ」は主に電力・エネルギー関連や製造業で言及されており、低炭素社会への移行に伴う低炭素技術への対応の遅れが、技術力やサービス開発力の低下につながる懸念等が挙げられていた。

物理的リスクに関しては、主に二つのトピックに分類された。一つ目は、自然災害によるサプライチェーンの寸断や事業停止のリスクである。このリスクは多くの業

種で言及されており、特に金融関連業種で高い関心が寄せられている。二つ目は「気温上昇の影響」に関するリスクであり、運輸・物流や建設・資材業界で特に言及されやすい傾向が見られた。これらの業界では、気温上昇による施工現場での熱中症リスクの増加、生産性の低下、労働環境の悪化に伴う手減少の加速といった課題が挙げられていた。さらに、運輸・物流業界の中でも

鉄道業界では、気温上昇に伴う空調コストの増加についても記載が見られた。

また、「農業・食料供給」の観点からは、食品や小売、医薬品業界など、農作物の影響を強く受ける業種においてリスクが認識されている。具体的には、気候変動による収穫量の変化、家畜生育への影響、食材調達コストの増加といった課題が見られた。

【図表18】気候変動：業種別のリスクトピックの平均記載数

	自然災害・事業停止	サプライチェーン	炭素税・規制強化	レビューテーション	感染症	気温上昇の影響	技術革新の遅れ	再生可能エネルギー	農業・食料供給	エネルギー価格変動	その他
エネルギー資源	0.70	0.40	0.50	0.00	0.00	0.20	0.10	0.00	0.10	0.10	0.00
不動産	0.92	0.69	0.35	0.10	0.19	0.10	0.27	0.00	0.02	0.02	0.02
医薬品	0.95	0.60	0.23	0.13	0.13	0.10	0.25	0.23	0.18	0.18	0.13
商社・卸売	0.76	0.57	0.29	0.32	0.16	0.23	0.17	0.09	0.05	0.05	0.03
小売	0.80	0.48	0.37	0.12	0.23	0.23	0.20	0.30	0.02	0.02	0.05
建設・資材	0.89	0.70	0.20	0.33	0.38	0.19	0.20	0.02	0.03	0.03	0.03
情報通信・サービスその他	0.54	0.28	0.29	0.10	0.14	0.10	0.11	0.04	0.02	0.02	0.04
機械	0.68	0.51	0.28	0.31	0.14	0.26	0.15	0.01	0.02	0.02	0.03
素材・化学	0.85	0.64	0.29	0.28	0.17	0.24	0.13	0.09	0.08	0.08	0.03
自動車・輸送機	0.77	0.64	0.34	0.49	0.14	0.22	0.18	0.04	0.04	0.04	0.01
運輸・物流	0.97	0.58	0.32	0.18	0.33	0.14	0.25	0.01	0.03	0.03	0.03
金融（除く銀行）	1.13	0.56	0.59	0.32	0.09	0.09	0.18	0.01	0.00	0.10	0.00
鉄鋼・非鉄	0.80	0.53	0.40	0.27	0.17	0.27	0.15	0.00	0.05	0.05	0.02
銀行	2.01	0.95	0.68	0.50	0.14	0.08	0.03	0.00	0.00	0.00	0.06
電力・ガス	0.95	0.59	0.55	0.32	0.09	0.27	0.41	0.00	0.05	0.05	0.00
電機・精密	0.89	0.63	0.39	0.30	0.14	0.18	0.20	0.00	0.04	0.04	0.03
食品	0.94	0.68	0.35	0.13	0.16	0.14	0.29	0.72	0.14	0.14	0.02

## 機会

一方で、機会については、「環境配慮型製品・エシカル消費」、「脱炭素技術開発」、「省エネ技術」が主要なトピックとして挙げられた（【図表16】参照）。これらは、企業が消費者の環境意識の高まりや脱炭素社会への移行を新たなビジネスチャンスとして積極的に捉えていることを示している。

業種別の平均記載数を分析すると、エネルギーや電力・ガス関連の業種では、「脱炭素技術開発」や「再生可能エネルギー」への取組みを新たなビジネスチャンスや企業競争力の向上に結びついている動きが見られた（【図表19】参照）。一方、電機・精密、機械、建設・資材、不動産などの業種では、「省エネ技術」を事業機会と捉えている。また、食品業界や素材・化学業界では、「環境配慮型製品・エシカル消費」をビジネスチャンスとして認識していることがわかった。

「EV・電動化」を機会として最も強く認識しているのは、電動車の普及による直接的な恩恵を受ける自動車・

輸送機業界であった。しかし、EV自動車用の素材や機械の開発需要を背景に、機械業界、鉄鋼・非鉄業界、素材・化学業界もこれを重要な機会と捉えていることがわかる。具体的には、機械業界では、バッテリーや銅の需要増加、さらにはアクチュエータ市場の拡大に対する期待が記載されていた。また、素材・化学業界では、半導体シリコンや車載部品用添加剤といった製品に対する需要が、電動車の普及に伴い高まることへの期待が挙げられていた。

さらに、「サステナブルファイナンス」においては、銀行のみならず、銀行を除く金融業界や不動産業界もこれを機会として認識している。例えば、不動産業界では、グリーンファイナンスによる資金調達コストの低下などを新たな事業機会と捉えていると考えられる。金融業界では、カーボン・クレジット市場の拡大や、脱炭素社会に向けた企業の資金需要の増加による投融資機会の拡大が機会として認識されていた。

【図表19】気候変動：業種別の機会トピックの平均記載数 AI調査 全上場企業

	シカ ル消費	環境 配慮型 製品 ・工	脱 炭 素 技術 開 発	省 エネ 技術	災 害 対 応	再 生 可 能 工 ネ ル ギ ー	循 環 型 社 会	EV ・ 電 動 化	気 候 関 連 情 報 開 示	サ ス テ ナ ブル フ アイ ナ ン ス	環 境 教 育 ・ 啓 発	その 他
エネルギー資源	0.30	0.50	0.10	0.00	0.30	0.10	0.00	0.10	0.00	0.00	0.20	
不動産	0.48	0.15	0.31	0.23	0.21	0.08	0.04	0.17	0.15	0.04	0.08	
医薬品	0.33	0.05	0.20	0.15	0.15	0.03	0.00	0.20	0.00	0.05	0.05	
商社・卸売	0.42	0.21	0.27	0.20	0.18	0.18	0.17	0.09	0.01	0.01	0.12	
小売	0.39	0.07	0.29	0.14	0.07	0.18	0.04	0.09	0.03	0.04	0.08	
建設・資材	0.25	0.46	0.36	0.38	0.34	0.10	0.11	0.08	0.01	0.03	0.08	
情報通信・サービスその他	0.25	0.13	0.15	0.14	0.06	0.08	0.02	0.10	0.02	0.05	0.12	
機械	0.34	0.34	0.30	0.15	0.17	0.15	0.22	0.07	0.02	0.00	0.11	
素材・化学	0.52	0.35	0.19	0.20	0.08	0.21	0.20	0.09	0.01	0.01	0.13	
自動車・輸送機	0.26	0.48	0.27	0.21	0.14	0.14	0.41	0.09	0.01	0.00	0.07	
運輸・物流	0.41	0.34	0.31	0.17	0.13	0.06	0.16	0.11	0.05	0.07	0.12	
金融(除く銀行)	0.25	0.24	0.12	0.13	0.28	0.06	0.13	0.21	0.40	0.00	0.10	
鉄鋼・非鉄	0.38	0.30	0.18	0.13	0.12	0.28	0.20	0.08	0.00	0.00	0.12	
銀行	0.03	0.40	0.40	0.31	0.19	0.03	0.00	0.23	1.04	0.00	0.03	
電力・ガス	0.14	0.68	0.14	0.09	1.09	0.00	0.09	0.27	0.09	0.05	0.00	
電機・精密	0.39	0.27	0.40	0.22	0.18	0.12	0.17	0.11	0.02	0.02	0.11	
食品	0.65	0.13	0.26	0.09	0.09	0.11	0.00	0.07	0.01	0.00	0.09	

## ② 人的資本 リスク

人的資本に関するリスクについて、企業は主に「多様性と包摂性・ジェンダー平等」、「健康と安全」、「エンゲージメント低下」をリスクとして認識していることが見て取れた（【図表17】参照）。具体的には、多様性の欠如が企業競争力の低下につながる可能性や、職場環境の悪化を懸念している様子がうかがえる。しかしながら、リスクの記載数にはトピックごとに大きな差異が見られず、記載数自体も少ないことから、現時点ではリスクに関する記載が十分に充実しているとは言い難い。

業種別の傾向として、鉄鋼・非鉄業界は、「多様性と包摂性・ジェンダー平等」を特にリスクとして認識して

おり、伝統的に女性従業員の割合が少ないことが影響している可能性がある。また、運輸・物流業界は、「健康と安全」に関するリスクの記載が多い傾向にある。これは、事故の防止などの安全性に関する懸念等が反映されているものと考えられる（【図表20】参照）。

上記のような傾向が見られる一方で、人的資本に関するリスクについては、気候変動に関するリスクと異なり、全体的には業種間で大きな差異は見られなかった。多くの業種が、業界特有の課題に深く踏み込むことなく、比較的一般的なリスクを記載している傾向がある。このため、今後は業種ごとの特性を踏まえた具体的かつ詳細なリスク記載が求められる。

【図表20】人的資本：業種別のリスクトピックの平均記載数 AI調査 全上場企業

	多様性と包容性・ジェンダー平等	健康と安全	エンゲージメント低下	人材育成の停滞	採用競争の激化	少子高齢化の影響	働き方改革	技術革新対応	その他
エネルギー資源	0.10	0.10	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50
不動産	0.19	0.15	0.29	0.12	0.12	0.12	0.08	0.04	0.12
医薬品	0.23	0.18	0.40	0.13	0.18	0.03	0.13	0.03	0.08
商社・卸売	0.27	0.16	0.18	0.13	0.11	0.09	0.11	0.02	0.10
小売	0.17	0.14	0.11	0.17	0.19	0.12	0.10	0.00	0.15
建設・資材	0.24	0.16	0.11	0.13	0.17	0.15	0.10	0.03	0.02
情報通信・サービスその他	0.22	0.19	0.17	0.19	0.17	0.07	0.08	0.05	0.13
機械	0.22	0.17	0.13	0.17	0.11	0.11	0.06	0.04	0.09
素材・化学	0.26	0.21	0.20	0.18	0.11	0.13	0.10	0.01	0.10
自動車・輸送機	0.21	0.18	0.14	0.19	0.13	0.14	0.04	0.06	0.04
運輸・物流	0.21	0.34	0.22	0.15	0.17	0.18	0.09	0.00	0.07
金融（除く銀行）	0.19	0.06	0.18	0.26	0.24	0.06	0.12	0.03	0.04
鉄鋼・非鉄	0.33	0.27	0.15	0.07	0.18	0.12	0.08	0.00	0.03
銀行	0.22	0.21	0.32	0.14	0.14	0.09	0.06	0.03	0.14
電力・ガス	0.23	0.18	0.05	0.00	0.05	0.09	0.00	0.00	0.09
電機・精密	0.22	0.23	0.22	0.18	0.19	0.09	0.07	0.03	0.09
食品	0.26	0.25	0.25	0.22	0.13	0.06	0.08	0.04	0.13

## 機会

本分析では、人的資本に関する機会についての記載は集計対象に含めなかった。ただし、具体的な記載例として、少子高齢化をふまえて、多様な人材の活躍が不可欠な環境となることを見越して、多様性に関する取組みを推進することで企業価値の向上につなげるといった記載が見られた。

## （3）戦略

### ① 気候変動

最も多く言及されている戦略は「BCP対策・自然災害対策」であった（【図表16】参照）。これは、リスクの分析において「サプライチェーン・自然災害・事業停止」が最も多く挙げられていたことと密接に関連していると考えられる。次いで、「省エネ活動」や「脱炭素技術」に関する戦略が続いているが、全体的に各戦略トピックの記載数に大きな差は見られなかった。

業種別に分析すると、リスクにおいて自然災害によるサプライチェーンの寸断や事業停止が幅広い業種で記載されていたことを受け、戦略においても「BCP対策・自然災害対策」に関する記載が多岐にわたる業種で確認された（【図表21】参照）。一方で、「サプライチェーン管理」に関する戦略は食品、小売、医薬品などの業種で比較的多く言及されていた。具体的には、調達先の地理的分散や、別製法で作られた原料の検討といった対策が挙げられていた。

「再生可能エネルギー」に関する戦略が最も多く記載されているのは電力・ガス業界であった。例えば、e-メタンや水素などの新技術の社会実装に向けた技術開発を進めている旨の記載が見られた。また、「脱炭素技術」に関する戦略については、エネルギー資源業界、電力・ガス業界、銀行業界が特に多く言及している。特に銀行業界では、脱炭素を目指す企業を支援するトランジションファイナンスに関する記載が確認された。

【図表21】気候変動：業種別の戦略トピックの平均記載数 AI調査 全上場企業

	対策 BCP対策・ 自然災害	省エネ活動	脱炭素技術	情報開示	再生可能エネルギー	製品開発	理サプライチェーン管	資源循環	その他
エネルギー資源	0.30	0.00	1.10	0.30	0.00	0.10	0.00	0.20	0.30
不動産	0.33	0.33	0.23	0.48	0.15	0.17	0.15	0.08	0.21
医薬品	0.58	0.53	0.23	0.25	0.30	0.23	0.33	0.08	0.25
商社・卸売	0.34	0.26	0.26	0.28	0.30	0.24	0.20	0.11	0.33
小売	0.35	0.45	0.13	0.27	0.21	0.23	0.35	0.32	0.23
建設・資材	0.42	0.33	0.42	0.34	0.30	0.32	0.10	0.12	0.31
情報通信・サービスその他	0.29	0.25	0.13	0.29	0.21	0.11	0.09	0.13	0.32
機械	0.25	0.32	0.30	0.21	0.26	0.30	0.18	0.14	0.25
素材・化学	0.37	0.38	0.45	0.28	0.26	0.31	0.25	0.32	0.34
自動車・輸送機	0.43	0.43	0.39	0.42	0.37	0.50	0.19	0.14	0.42
運輸・物流	0.55	0.67	0.54	0.31	0.31	0.16	0.06	0.09	0.27
金融（除く銀行）	0.38	0.16	0.31	0.40	0.25	0.16	0.07	0.04	0.32
鉄鋼・非鉄	0.42	0.47	0.55	0.30	0.28	0.17	0.20	0.27	0.27
銀行	0.41	0.14	0.79	0.50	0.19	0.05	0.06	0.03	0.36
電力・ガス	0.59	0.27	1.05	0.32	0.73	0.32	0.09	0.09	0.45
電機・精密	0.50	0.38	0.23	0.34	0.29	0.41	0.32	0.13	0.34
食品	0.49	0.45	0.26	0.20	0.38	0.47	0.53	0.46	0.29

## ② 人的資本

人的資本に関する戦略として、最も多く記載されているトピックは「人材育成」であった（【図表17】参照）。これは、開示府令において、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針の開示が求められていることに加えて、人的資本においては人材育成が主要命題であり、多くの企業が何らかの形で人材育成に関する戦略や方針について言及しているためであると考えられる。次いで、「多様性推進」や「エンゲージメント向上」などのトピックが見られた。

また、戦略記載においてもリスクと同様に業種に依存しない、比較的一般的なトピックが多い傾向がある。このため、開示においてより具体性や深掘りが求められることが今後の課題といえる。

また、業種別に分析すると、人的資本に関する戦略記載は、リスク記載と同様に業種間の違いがあまり見られないことがわかった（【図表22】参照）。この点は、気候変動における業種間の差異が顕著であったこと比べ、人的資本は業種間の差異が小さい。今後は、より業種特有の課題に踏み込んだ記載が求められる。

【図表22】人的資本：業種別の戦略トピックの平均記載数 **AI調査** **全上場企業**

	人材育成	多様性推進	上工エンジニアメント向	健康経営	働き方改革	女性活躍推進	育児・介護支援	キャリア形成支援	公平な評価制度	DX推進	安全職場環境	障がい者雇用	シニア活躍推進	その他
エネルギー資源	1.50	0.70	0.20	0.40	0.30	0.20	0.10	0.40	0.10	0.10	0.00	0.10	0.10	0.10
不動産	1.46	0.75	0.65	0.56	0.38	0.15	0.21	0.15	0.23	0.15	0.06	0.02	0.06	0.04
医薬品	1.53	0.68	0.53	0.63	0.40	0.30	0.40	0.20	0.23	0.20	0.05	0.20	0.00	0.03
商社・卸売	1.67	0.79	0.49	0.53	0.45	0.30	0.30	0.22	0.25	0.13	0.10	0.08	0.04	0.03
小売	1.50	0.84	0.41	0.41	0.41	0.33	0.25	0.16	0.17	0.15	0.08	0.08	0.08	0.05
建設・資材	1.82	0.80	0.63	0.46	0.50	0.29	0.30	0.20	0.16	0.14	0.20	0.05	0.10	0.03
情報通信・サービスその他	1.53	0.70	0.46	0.36	0.45	0.25	0.26	0.19	0.18	0.12	0.09	0.04	0.04	0.05
機械	1.62	0.77	0.48	0.38	0.40	0.35	0.36	0.23	0.15	0.14	0.13	0.03	0.06	0.05
素材・化学	1.60	0.84	0.52	0.47	0.45	0.34	0.28	0.29	0.18	0.07	0.18	0.07	0.07	0.07
自動車・輸送機	1.86	0.87	0.51	0.47	0.33	0.27	0.27	0.24	0.13	0.24	0.11	0.11	0.09	0.02
運輸・物流	1.75	0.67	0.63	0.46	0.44	0.25	0.35	0.20	0.18	0.17	0.23	0.07	0.02	0.01
金融(除く銀行)	1.90	0.90	0.74	0.53	0.32	0.31	0.35	0.34	0.26	0.13	0.03	0.07	0.12	0.04
鉄鋼・非鉄	1.68	1.05	0.58	0.37	0.25	0.33	0.32	0.22	0.15	0.12	0.25	0.10	0.10	0.03
銀行	1.90	0.72	0.78	0.56	0.40	0.28	0.28	0.50	0.14	0.21	0.05	0.06	0.04	0.08
電力・ガス	1.77	1.27	0.45	0.55	0.55	0.50	0.41	0.41	0.32	0.18	0.27	0.18	0.14	0.14
電機・精密	1.73	0.92	0.64	0.48	0.38	0.36	0.32	0.28	0.25	0.16	0.14	0.07	0.08	0.03
食品	1.24	0.80	0.54	0.35	0.47	0.33	0.19	0.24	0.22	0.11	0.14	0.08	0.08	0.06

#### 4.3.2 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンス及びリスク管理については、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の必須記載事項とされ、戦略と、指標及び目標については重要なものについて記載することとされている⁸。戦略とは「短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう」とされている⁹。

SSBJ基準は2025年3月に公表され、以下の3つの基準で構成されている。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「適用基準」という)
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(以下「一般基準」という)
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」(以下「気候基準」という)

SSBJ基準でも、戦略の開示目的が一般基準と気候基準で定められており(【図表23】参照)、戦略の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表23】SSBJ基準における戦略の開示目的

サステナビリティ全般(一般基準11項)	気候関連(気候基準13項)
● サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。	● 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

参考：一般基準及び気候基準に基づきトマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準では戦略において開示すべき事項が一般基準12項及び13項、気候基準14項及び15項で定められている。本項では、SSBJ基準適用義務化の前ではあるが、有価証券報告書における気候関連の戦略の開示において、気候基準により将来開示

が要求される項目が、2025年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示がされているか分析した。

なお、サステナビリティ情報には、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなど様々な

⁸ 開示府令第二号様式(記載上の注意)(30-2) a, b, c

⁹ 開示府令第二号様式(記載上の注意)(30-2) b

事項が含まれると考えられる¹⁰が、各企業において経営方針・経営戦略などに重要な影響を与える事項は異なると考えられる。そのため戦略の分析においては、企業間の開示状況の比較が可能な気候基準の開示要求事項を対象とした。

また、2025年3月期は有価証券報告書における第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示が定められてからまだ3年目であるため、気候基準で開示を求める戦略のすべての項目ではなく、比較的開示が進んでいると思われる項目に絞って分

析を行うこととした（【図表24】参照）。

#### 4.3.3 SSBJ基準における気候関連の戦略の開示項目と有価証券報告書での開示状況

気候関連の戦略の開示にあたっては、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるように記載する必要がある。気候基準で開示が求められている項目のうち、分析の対象とした項目の2025年3月期の有価証券報告書での開示の状況は以下であった（【図表24】参照）。

【図表24】気候関連に関する戦略の開示 専門家調査 プライム1兆円超企業

■ : 75%以上の企業で開示 ■ : 50%以上75%未満の企業で開示  
□ : 25%以上50%未満の企業で開示 □ : 開示企業25%未満

気候関連に関する戦略の開示 (気候基準14項～39項) から一部抜粋	2024年3月期 開示状況	2025年3月期 開示状況
企業の見通しに影響を与えると見込み得る気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (14項(3)) (21項から27項参照)	—	—
① 現在の財務的影響 (定量的情報) (21項(1)、22項、25項)		
現在の財務的影響 (定性的情報) (21項(1)、22項、27項(2))	■	■
② 予想される財務的影響 (定量的情報) (21項(2)、22項、25項)		■
予想される財務的影響 (定性的情報) (21項(2)、22項、27項(2))	■	■
③ 移行計画 企業の見通しに影響を与えると見込み得る気候関連のリスク及び機会について、企業の戦略及び意思決定 (気候関連の移行計画を含む) にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか (14項(4)、28項から29項参照)		■
④ 気候レジリエンスの評価 (14項(5)、30～39項)		■

参考：気候基準に基づきトーマツ作成

##### ① 気候関連のリスク及び機会の財務的影響（現在）

現在の財務的影響の定量的情報を開示している企業は約1割（約1割、（ ）は2024年3月期の割合。以下同じ）であり、前期から若干増加している。定性的情報を開示している企業は約3割（約3割）であり、前期から若干増加している。

報（単一の数値又は数値の範囲）を開示している企業は約2割であったが、当期は約4割となっており開示割合が増えていることがうかがえる。

予想される財務的影響については、定量的情報に加えて定性的な情報を開示している企業や、定性的情報のみを開示している企業があるため、定性的情報についても開示状況を確認した。定性的情報を開示している企業は約6割（約6割）であり、前期とほぼ同様の割合であった。定性的情報として、シナリオ分析を実施し、識別した気候関連のリスクと機会別に事業へのインパクト（大小）と影響時期（短期・中期・長期）を表に整理した上で、企業の具体的な対応策、取組状況について開示している企業が多く見られた。記載にあたり、影響度を大小に区分して開示している（金額的定義なし）企業や、短期・中期・長期の時間軸を定義した上でそれぞれの影響を開示している企業、大小の影響度や時間軸の記載は無いが、何らかの定性的な情報を開示している企業などが見られた¹¹。

##### ② 気候関連のリスク及び機会の財務的影響（予想）

###### プライム市場（時価総額1兆円以上）

財務的影響については、炭素税の増加の影響や環境関連投資予定額などについて開示している企業が見られた。予想される財務的影響の定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができるとしている（気候基準25項）が、具体的な金額を開示している企業は約2割であった¹¹。また、影響度を大小に区分して開示している企業は、約3割であり、約2割の企業が大小の金額を定義した上で開示を行っていた¹¹。前期は予想される将来の財務的影響の定量的情

¹⁰ 参考：「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」

¹¹ 本項目は2025年3月期から新たに調査項目に追加している

前述の通り、予想される財務的影響を開示する企業は増加している。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示は、企業のサステナビリティへの取組が企業価値、すなわち、企業の将来の正面キャッシュ・フローに対してどのような影響を与えるのかについての重要な情報であり、それを踏まえてシナリオ分析を実施し定量的な情報を開示する企業が増えているものと思われる。また、前期までは定性的な情報を開示していたが、当期から開示を拡充し、より具体的な定量的情報を開示している企業も見られた。予想される財務的影響は、投資判断にとって有用な情報であり、さらなる開示の拡充を期待したい。

なお、定量的情報を開示していない理由を開示（気候基準27項(1)）している企業はほとんど見られなかつた。

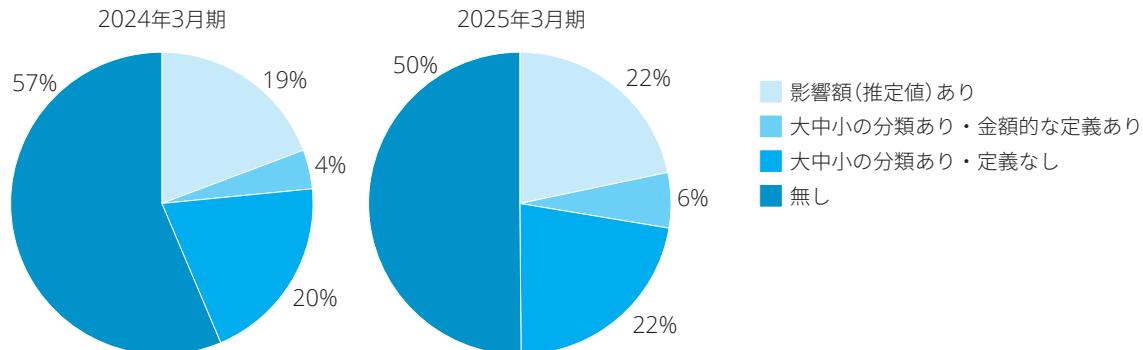
### プライム市場全体

SSBJ基準で開示が求められている気候関連のリスク及び機会の予想される財務的影響の開示について、投資判断にあたり定量的な財務的影響の開示の有用性が高いとの観点から、プライム市場全体についてAIによる分析を行った。

分類方法としては、戦略の開示において記載されている予想される財務的影響に関してAIによる判定を行い、以下のように4つに区分して開示の状況を確認した（【図表25参照】）。

- 金額の推定値又は売上に対する割合などを明確に記載している場合は、「①影響額（推定値）あり」に分類
- 金額の推定値又は売上に対する割合などの明確な記載がない場合において、
  - ・予想される影響の大きさについて大中小のような分類で評価し、かつ金額的な定義（大：100億円以上、中：10億円～100億円未満、小：10億円未満、など）がある場合は、「②大中小の分類あり・金額的な定義あり」に分類
  - ・予想される影響の大きさについて大中小の分類はあ

【図表25】プライム企業における予想される財務的影響の開示状況 AI調査 プライム企業



さらに、プライム市場の全企業について、業種別に分析を行った（【図表26参照】）。

定量情報の開示として、影響額（推定値）を開示して

るが、金額的な定義がない場合には、「③大中小の分類あり・定義なし」に分類

- ・影響額の推定値も大中小のような分類もない場合は、「④無し」に分類

プライム市場全体で予想される財務的影響（上記分類①、②及び③合計）を開示している企業は約5割であり（約4割）（【図表25】参照）、うち、具体的な金額を開示している企業（上記分類①）は、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析においても約2割（約2割）であり、プライム市場上場企業全体においても、時価総額1兆円以上の企業と同様に開示が拡充傾向であることがうかがえる。また、影響度を大中小に区分して開示している企業（上記分類②及び③合計）は、時価総額1兆円以上の企業では約3割であったが、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析においては約3割（約2割）であった。大中小に区分している企業のうち金額的な定義を開示している企業（上記分類②）は、時価総額1兆円以上の企業では約2割であったが、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析においては、前期及び当期ともに1割未満であった。金額を定義せずに大中小に区分して開示をしている企業は、AIによるプライム市場上場企業を対象とした分析では、約2割であり（約2割）、時価総額1兆円以上の企業に比べ約1割多かった。なお、AIによる判定では、記載のされ方により、予想される財務的影響として目標値なども含めてカウントしており、時価総額1兆円以上を対象とした専門家の分析と異なる点留意されたい。

また、定量的な情報を記載している場合として、「①影響額（推定値）あり」、「②大中小の分類あり・金額的な定義あり」の二分類に含まれる企業に限定して、将来的な時間軸的な分類も併せて開示しているかを検討した結果、短期・中期・長期のような期間に関する分類が見られたのは45%、無しが55%であった。期間に関する分類においては、2025年3月期、2024年3月期と変化は1%未満であり、微かな増加に留まっている。

いる企業の割合が最も高い業種は銀行（94%）であり、次いで、エネルギー資源、医薬品、金融（銀行を除く）という結果であった。逆に、予想される財務的影響にお

いて、影響額も分類も記載していない、「無し」に分類される企業割合が最も高い業種は、情報通信・サービスその他（66%）であった。銀行における開示割合が群を抜いて高い要因として、金融機関は不測の事態が発生した際の損失やリスク評価を従来より行なっている影響が考えられる。

時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業においても、前述の分析の通り、ビジネスの性質から金融業の企業の開示が最も多い状況であり、次いで、エネルギー資源、運輸という結果であった。

【図表26】プライム企業における各業種の予想される財務的影響の開示状況 AI調査 プライム企業

	影響額（推定値）あり	大中小の分類あり 金額的な定義あり	大中小の分類あり 定義なし	無し
エネルギー資源	37.5	12.5	12.5	37.5
不動産	25.9	3.7	18.5	51.9
医薬品	30.4	13.0	17.4	39.1
商社・卸売	11.7	9.6	31.9	46.8
小売	26.0	8.0	20.0	46.0
建設・資材	17.3	4.1	30.6	48.0
情報通信・サービスその他	9.8	3.3	20.7	66.3
機械	11.7	7.8	22.1	58.4
素材・化学	23.4	5.6	20.6	50.5
自動車・輸送機	17.4	8.7	21.7	52.2
運輸・物流	21.6	7.8	25.5	45.1
金融（除く銀行）	26.2	2.4	9.5	61.9
鉄鋼・非鉄	10.5	0.0	28.9	60.5
銀行	94.0	0.0	0.0	6.0
電力・ガス	14.3	4.8	19.0	61.9
電機・精密	16.5	9.9	24.8	48.8
食品	19.1	6.4	34.0	40.4

※ 2025年3月期：開示企業割合（%）

### ③ 移行計画

企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるかについて、開示している企業は約4割（約4割）であり、若干増加しているものの、概ね同水準の開示状況であった。開示内容としては、移行計画としてGHG排出目標などの気候関連の目標と当該目標を達成するための計画などを開示している企業が多く、ロードマップを利用して説明している企業もあった。

移行計画については、投資家等の情報の利用者が、移行計画の信頼性を評価し、企業間の比較を行ううえで、企業の気候関連の移行計画を支える仮定及び依存関係を理解できるよう、計画の作成に用いた主要な仮定並びに計画を実現するうえで不可欠な要因及び条件に関する情報などを開示しなければならないとされている（気候基準29項（3）、BC67）。移行計画を開示している企業のうち、計画の作成に用いた主要な仮定および計画を実現するうえで不可欠な要因や条件に関する情報の両方を具体的に記載している企業もあったものの、片方のみや計画の作成に用いた主要な仮定および計画を実現するうえで不可欠な要因や条件に関する情報の具体的な開示がない企業も多く、今後の検討課題と思われる。

### ④ 気候レジリエンスの評価

気候レジリエンスの評価を開示している企業は約5割（約4割）であり、前期から約1割増加している。

気候レジリエンスとは、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力をいう（気候基準5項（2））。気候レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならないとされ、企業は実施したシナリオ分析の手法及び実施時期と、報告期間の末日における気候レジリエンスの評価を開示しなければならないとされている（気候基準30項、31項）。

2025年3月期に新たに追加した調査項目であるシナリオ分析の手法については、手法を記載している企業は約3割あるものの、実施時期又は報告期間の末日における気候レジリエンスの評価を開示している企業は約1割であった。また、「レジリエンスの向上に努めています」などの簡潔な記述の開示に留まっているなど、シナリオ分析の手法や具体的な評価についての開示がない企業も引き続き見られ、今後の検討課題と思われる。

### ⑤ 全社的な戦略とサステナビリティ戦略の関連性

2025年3月期に新たに追加した調査項目である全社的な経営方針又は経営戦略と気候変動の戦略の関連性については、約4割の企業が開示していた。中期経営計画において気候関連の指標と目標が掲げられており、その

目標達成に対するサステナビリティ戦略が記載されている事例や、全社的な気候関連の方針を示し、対応する戦略及び指標と目標を記載している事例もあった。

また、サステナビリティ関連のリスク及び機会と戦略並びに指標及び目標のつながりについては、全上場企業を対象にAIによる分析を行っている（4.3.1参照）。

#### 4.4 指標及び目標の開示

以降については、第3回（本誌2026年2月号）で解説予定。

以 上

# 金融庁：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案) 等に対するパブリックコメントの実施（サステナビリティ開示基準の適用等）

## 『会計情報』編集部

金融庁は、2025年11月26日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）を公表した。

### 1. 改正の概要

#### **[1] サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備**

2025年7月に公表された「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」において、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にサステナビリティ開示基準の適用を義務付ける方針が示されたことを受け、必要な制度整備を行うため、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」）及び企業内容等の開示に関する留意事項（以下「企業内容等開示ガイドライン」）について、以下の改正が行われている。

##### **(1) サステナビリティ開示基準の適用**

（開示府令第19条の9）

- 金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場する会社のうち、平均時価総額（※）が1兆円以上の会社に対し、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示の基準に従って、有価証券報告書等の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項を記載することを義務づけることとする。

※有価証券報告書の対象事業年度の前事業年度の末日及びその前4事業年度の末日における時価総額の平均値により判定。ただし、前事業年度の末日までに上場後5事業年度が経過していない場合には、経過した事業年度の各末日における時価総額の平均値により判定。

- 上記の「金融庁長官が指定する取引所金融商品市

場」として、株式会社東京証券取引所プライム市場を告示指定することとする。

- 上記の「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示の基準」として、サステナビリティ基準委員会が2025年10月31日までに公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」）を告示指定することとする。

（開示府令改正附則で規定予定）

- SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年度については、SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連記載事項を記載しないことができ、その場合には、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出すること（二段階開示）を可能とする。

#### **(2) SSBJ基準の適用に伴う開示項目の追加**

（開示府令第二号様式記載上の注意「(30) サステナビリティに関する考え方及び取組」等）

- SSBJ基準上開示が求められる事項の記載のほか、SSBJ基準に準拠している旨、二段階開示やSSBJ基準上の経過措置の適用状況について記載を求めることがある。
- 将来情報やScope3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、推論過程等に関する記載及びこれら情報に係る社内の開示手続の記載を求めることがある。

（開示府令第四号の三様式「第一部 第2【事業の状況】」及び同様式記載上の注意「(9-2) サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」等）

- 前事業年度に係る有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において記載した見積りの方法により算定した数値について、確定値が判明し、見積りによる数値と

確定値との間に差異がある場合には、半期報告書において記載することができることとする。

### (3) Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールの整備

(企業内容等の開示に関する留意事項について「B 基本ガイドライン 5-16-2」)

- Scope3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、一般に合理的と考えられる範囲で差異が生じる要因や推論過程等、社内の開示手続等に関する記載がされている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないとする考え方を明示する。

## 【2】人的資本開示に関する制度見直し

2025年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2025」において提言されている人的資本に関する開示の拡充のため、開示府令について、以下の改正を行う。

(開示府令第二号様式「第二部 第4【提出会社の状況】」、同様式記載上の注意「(58-2) 人材戦略に関する基本方針等」及び同様式記載上の注意「(58-3) 従業員の状況」等)

- 有価証券報告書において、新たに以下の事項について開示を求ることとする。
  - 企業戦略と関連付けた人材戦略及びそれを踏まえた従業員給与等の決定方針
  - 従業員の平均給与の対前年比増減率
  - (提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社(持株会社)である場合)連結会社(外国会社を除く。)のうち、従業員数が最も多い「最大人員会社」(最大人員会社の従業員数が、連結会社(外国会社を除く。)の従業員の過半数を超えない場合には、次に従業員数の多い会社も含む。)の従業員給与の平均額、その前年比増減率等
- 「従業員の状況」を「第1【企業の概況】」から「第4【提出会社の状況】」に移動した上で、使用者その他の従業員のみを対象としたストックオプション制度や役員・従業員株式所有制度を導入している場合には、「従業員の状況」に記載することもできることとする。

## 【3】その他の改正事項

### (1) 総会前開示への対応

会社の開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、開示府令につい

て以下の改正を行う。

(開示府令第三号様式「記載上の注意(1)一般的事項」等)

- 有価証券報告書において、総会前開示を行う場合であって、有価証券報告書の記載事項等が定時株主総会又はその直後に開催される取締役会の決議事項となっているときにおける当該決議事項等の概要(剰余金の配当に関するものを除く。)の記載を原則不要とする。

(開示府令第四号の三様式記載上の注意「(15) 大株主の状況」及び同様式記載上の注意「(16) 議決権の状況」)

- 半期報告書において、中間配当基準日現在における「大株主の状況」及び「議決権の状況」を記載できることとする。

### (2) 特定有価証券に係る半期報告書の提出期限延長申請に係る手続規定の整備

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第28条の2)

### (3) 株式転換条項の付された社債券について、あらかじめ定められた条件に基づき株式を発行する場合には「有価証券の募集」に該当しない旨の明確化

(企業内容等開示ガイドライン「B 基本ガイドライン 2-4-1」等)

その他所要の改正を行う。

## 2. 適用日

改正後の規定は公布の日から施行する予定とされている。

なお、改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の規定のうち、1.の【1】、【2】、【3】(1)については、以下の適用が予定されている。

### ① サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備(上記【1】)

- 2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円以上である会社: 2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等

- 2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円未満1兆円以上である会社: 2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等

② 人的資本開示に関する制度見直し（上記【2】）、  
総会前開示への対応（上記【3】（1））  
2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る  
有価証券報告書等

意見募集期間は2025年12月26日（金）までと  
されている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について：金融庁

以上

# ASBJ：実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年11月20日に、実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」を公表した。

2025年2月4日に国会に提出された令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律案」において、防衛特別法人税が2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとされていた。これを受け、ASBJは、2025年2月に補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（以下「補足文書」という。）を公表した。

補足文書では、防衛特別法人税に関して、2025年3月31日に終了する事業年度の決算での税効果会計の適用における取扱いを整理した一方で、当期税金に係る取扱いについては特段の情報を提供しておらず、当該法案成立後、防衛特別法人税の創設に対応した会計基準等の改正を行う予定であるとしていた。

防衛特別法人税のような新たな税金の創設に対応した会計基準等の改正を行う場合、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）の適用対象となる税金の定め方に従えば、法人税等会計基準に個別の定めを追加することとなり、現行の税制改正のスケジュールに鑑みると、税制改正から適用までの短期間に会計基準等の改正を行う必要があると考えられる。この点につき、ASBJは、法人税等会計基準等について、適用対象となる具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定するのではなく、適用対象となる税金に関する原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直すことにより、防衛特別法人税のような新たな税金の創設に対応することとした。

この見直しの審議において、一定の周知期間又は準備時間を確保する観点から、改正後の法人税等会計基準等については、公表した日から1年程度経過した年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する方向性で検討がなされている。この場合、例えば2026年3月に改正後の法人税等会計基準等を公表したとしても、これらの原則適用は、3月31日を決算日とする企業であれば、2027年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとなり、防衛特別法人税が課される初年度の2026年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度において、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関して準拠すべき会計基準等が存在しないこととなる。

このため、防衛特別法人税の取扱いについては、法人税等会計基準等の見直しに係る改正後の会計基準等とは別に、実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うこととし、ASBJでは、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱いについて検討が重ねられた。

今般、2025年11月18日開催の第564回企業会計基準委員会において、標記の「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の公表が承認され、2025年11月20日に公表されている。

コメント募集期間は、2026年1月20日までとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の公表 | 企業会計基準委員会を参照いただきたい。

以上

# SSBJ：サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が、「SSBJハンドブック」を公表（11月28日）

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局は、2025年11月28日に次のSSBJハンドブックを公表した。

- 「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」の取扱い
- 資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスク
- スコープ3温室効果ガス排出の測定におけるサンプリングの考え方

SSBJハンドブックは、SSBJ事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説であり、SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定したものである。

SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表している。SSBJハンドブックはSSBJ基準を構成しないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに公表したSSBJハンドブックはこちら  
[SSBJハンドブック | サステナビリティ基準委員会](#)

詳細については、SSBJのウェブページ2025年11月SSBJハンドブックの公表 | サステナビリティ基準委員会を参照いただきたい。

以上

## iGAAP in Focus

### 財務報告

# IASB、超インフレ表示通貨への換算に関するIAS第21号の修正を公表

注：本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

## トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusでは、2025年11月13日に国際会計基準審議会（IASB）から公表された「超インフレ表示通貨への換算」に示される、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正を解説する。

- IASBは、企業が財務諸表を超インフレではない経済の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算する場合、（比較対象金額を含め）すべての金額を直近の財政状態計算書日の決算日レートを使用して換算することを要求するようIAS第21号を修正した。
- さらに、機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業が、その機能通貨が超インフレではない経済の通貨である在外営業活動体を換算する場合、企業は、在外営業活動体の比較対象金額を、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」の下で比較数値を修正再表示するために使用する一般物価指数を適用して修正再表示する。
- 企業は、新しい換算方法を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報を含む、新しい換算方法を適用していることを開示することが要求される。
- 本修正は、2027年1月1日以後開始事業年度に発効し、遡及的に適用しなければならず、一定の経過措置がある。

に委ねられ、IASBはこの問題に関してIAS第21号の狭い範囲の修正を公表することを決定した。

### 見解

IASBの検討範囲は、超インフレ経済の表示通貨である企業に限定された。

その結果、本修正は、超インフレ経済の通貨で財務諸表を表示するが、超インフレ経済の機能通貨の在外営業活動体を有する企業に対する要求事項には影響を与えない。

### 本修正

#### 超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への換算

IAS第21号の修正は、表示通貨が超インフレ経済の通貨であるが、機能通貨が超インフレではない経済の通貨である企業は、比較対象金額を含む財務諸表のすべての金額を、直近の財政状態計算書の日の決算日レートで換算することを要求する。

企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなり、その機能通貨が引き続き超インフレではない経済の通貨である場合、企業は、そのような状況に、在外営業活動体の換算についての通常の方法を（比較対象金額を再換算せず）将来に向かって適用する。すなわち、各財政状態計算書の資産及び負債は、当該財政状態計算書の日の決算日レートで換算される。また、収益及び費用は取引日の為替レート（又は、適切な場合には平均レート）で換算され、結果として生じるすべての為替差額は他の包括利益に認識される。

### 背景

超インフレ経済の機能通貨及び表示通貨である企業による、超インフレ経済ではない機能通貨である在外営業活動体の換算の論点は、IFRS解釈指針委員会からIASB

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。  
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/hyperinflation>)

### 見解

IASBは、IAS第29号に基づく修正再表示の場合と同様に、すべての金額が現在測定単位で表示されることになることを根拠に、この方法を要求することを決定した。

## 超インフレの機能通貨及び表示通貨の企業による超インフレ経済ではない在外営業活動体の換算

本修正は、企業の機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨（又は異なる超インフレ経済の通貨）であり、超インフレ経済ではない通貨が機能通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態を当該企業が換算する場合には、当該修正は異なるアプローチを要求する。このような状況では、企業は、IAS第29号34項に従って、以前に公表した財務諸表に含まれていた在外営業活動体の比較対象金額を、以前の報告期間の対応する数値に適用する一般物価指数を適用して修正再表示することが要求される。

### 見解

IASBは、IAS第29号を適用し、かつ、在外営業活動体を有する企業に新しい換算方法を適用するコストについて利害関係者から提起された懸念に対応するため、この要求事項の導入を選択した。

## 開示要求

企業が、その業績及び財政状態又は在外営業活動体の業績及び財政状態を、超インフレ経済の通貨でない機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に換算する場合、企業は、財務諸表のすべての金額（すなわち、資産、負債、資本項目、収益及び費用並びに該当する場合には比較対象金額）又は在外営業活動体の業績及び財政状態を、直近の財政状態計算書日の期末レートで換算しているという事実を開示することが要求される。

企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨であるが在外営業活動体の機能通貨がそうでない場合には、企業は、財務諸表の利用者がこれらの在外営業活動体が企業の業

績及び財政状態に及ぼす影響を評価できるための在外営業活動体に関する要約財務情報を開示することが要求される。企業は、IAS第29号34項に従って、在外営業活動体に関する比較要約財務情報を、それに対応する過年度の数値に適用する一般物価指数を適用して作成したことを識別するために表示することが要求される。

企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなり、その機能通貨が超インフレ経済の通貨であり続ける場合、企業は、その表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなったという事実を開示することが要求される。IASBは、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の適用に適格であり、適用することを選択した子会社にも、同じ開示要求を追加した。

## 発効日及び経過措置及びコメント期間

企業は、2027年1月1日以後開始する事業年度に本修正を適用することが要求される。

機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨（又は異なる超インフレ経済の通貨）であり、かつ、機能通貨が超インフレ経済ではない通貨の在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する企業は、次を行うことが要求される。

- i. 本修正を最初に適用する事業年度の期首から適用する。
- ii. 企業が以前に公表した財務諸表に含まれていた在外営業活動体の比較対象金額を、IAS第29号34項に従って対応する数値に適用する一般物価指数を適用して修正再表示する。
- iii. 在外営業活動体に関する比較要約財務情報を開示し、当該情報がiiを適用して作成されたものであることを識別するために当該情報を表示する。

それ以外に関しては、企業は、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」に従って本修正を遡及適用することが要求される。

企業は、IAS第8号28項(f)により開示が要求される情報を開示することを要求されない。同様に、IFRS第19号を適用する企業は、IFRS第19号178項(f)によって要求される情報を開示することを要求されない。

以上

# 新リース会計基準に対応する税制改正 (全3回) ~第3回：消費税の取扱い~

デロイト トーマツ税理士法人 税理士 こうけつ あけみ  
纈纈 明美 あいざわ きょうへい  
税理士 相澤 恭平 あいざわ きょうへい

令和6年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以下「新リース会計基準」)が公表されたことに伴い、リース取引に関する法人税法や消費税法等の各法令に所要の見直しが行われた。本稿では第3回目として、消費税の取扱いについて解説する。

おり、新リース会計基準が令和6年9月に公表され、原則として令和6年4月1日以後開始事業年度の期首から適用され、令和7年4月1日以後開始事業年度の期首からの早期適用も認められることとなった。新リース会計基準への改正に伴い、消費税の取扱いについても以下のとおり整備された。

## 1. リース取引についての整備

本誌2025年11月号 (Vol.591) 掲載の第1回および2025年12月号 (Vol.592) 掲載の第2回にも記載のと

従来のリース会計及び消費税における取扱いの概要は次のとおりである。

	区分	会計	消費税	
			借手	貸手
資産の賃貸借取引	ファイナンス・リース取引 (※1)	所有権移転 リース取引	売買処理	リース資産の引渡しを受けた日にリース取引に係る課税仕入れを認識 原則 リース資産の引渡しがあった日にリース取引に係る課税売上を認識 例外①：延滞基準法 例外②：リース特例法 <span style="color: blue;">改正②</span>
		所有権移転外 リース取引	売買処理	リース資産の引渡しを受けた日にリース取引に係る課税仕入れを認識 (分割控除可能)
	オペレーティング・リース取引 (※2)	賃貸借処理	リース料の支払いをすべき日にリース取引に係る課税仕入れを認識 <span style="color: blue;">改正①</span>	リース料の支払いを受けるべき日にリース取引に係る課税売上を認識

新リース会計基準では、借手は原則オンバランス処理されることになり、その他国際的な会計基準にあわせた見直しが行われた。

(※1) 「ファイナンス・リース取引」とは、法人税法上のリース取引をいう。(以下同様)

(※2) 「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちファイナンス・リース取引以外のものをいう。(以下同様)

## 2. 改正①【借手】オペレーティング・リース取引に係る支払リース料の課税仕入れを行った日

消費税法上及び法人税法上、借手側のオペレーティン

グ・リース取引については従来の取扱いと同様に賃貸借処理となるが、新リース会計基準では、借手は原則オンバランス処理されることになったため、会計と税務の不一致が想定され、事務管理の対応について検討が求められる。

	改正内容
内容	<p>消費税法上は、従来通り、リース料の支払いをすべき日の属する課税期間においてリース取引に係るリース料相当額の課税仕入れが認識される。</p> <p>なお、法人税法上は第1回に記載の通り、オペレーティング・リース取引に係るリース料の損金算入時期につき債務確定日の属する事業年度となることが明確化された（法法53）。</p> <p>すなわち、消費税法上及び法人税法上の取扱いは従前の取扱いから変更ではなく一致するものと考えられるが、会計と税務の不一致について管理が必要。</p>

### 3. 改正②【貸手】ファイナンス・リース取引のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

消費税法上ファイナンス・リースは売買として取り扱われるため、貸手については、リース資産の引渡しがあった日にリース取引に係る課税売上を一括で認識するのが原則であるが、改正前はリース譲渡（※3）に係る資産の譲渡等の時期の特例を選択することにより、課税時期をリース期間にわたって繰り延べることが可能であった。

（※3）「リース譲渡」とはファイナンス・リース取引によるリース資産の引渡しをいう。（以下同様）

ファイナンス・リース取引における貸手側の処理について、会計上「リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（第2法）」が廃止されることに伴い、法人税法上もリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）が廃止された（旧法63、旧法令124～128）。そのため、この法人税法上の取扱いを前提としていた消費税法上のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（延払基準の特例）も併せて廃止された（旧消法16、旧消令31～37）。また、延払基準の特例の廃止に伴い、所要の経過措置が講じられた。

#### （1）貸手のファイナンス・リース取引における取扱い

令和7年4月1日前に旧リース譲渡（※4）を行った事

業者の、令和7年4月1日前に開始した事業年度に含まれる各課税期間に係る消費税については、なお従前の例により、旧リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を適用できる（R7改正法附22①）。

（※4）「旧リース譲渡」とは旧消法16①に規定するリース譲渡をいう。（以下同様）

令和12年3月31日以前開始事業年度において開始したファイナンス・リース取引については（2）の経過措置が設けられているが、改正後は原則として旧リース譲渡を行った日の属する課税期間においてリース取引に係るリース料総額全額の課税売上を認識することとなる。なお、（2）の経過措置の適用を受けられるのは、令和7年4月1日前に旧リース譲渡を行ったことがある事業者（令和7年4月1日前に行われた旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた事業者を含む）に限られるが（R7改正法附22②）、施行日前に1度でも旧リース譲渡を行っていれば、その旧リース譲渡につき特例の適用を受けたかどうかにかかわらず、その事業者が経過措置の対象となるとされている¹。

#### （2）経過措置の概要

令和7年4月1日前に旧リース譲渡を行ったことがある法人の同日以後開始事業年度の旧リース譲渡については、以下の経過措置が設けられている。

	改正内容
経過措置①	令和7年4月1日前に旧リース譲渡を行ったことがある事業者については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度に含まれる各課税期間のうち令和12年3月31日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間（以下、「経過措置課税期間」という）は、引き続き特例の適用を受けることが可能（R7改正法附22②）。
経過措置②-1	経過措置①を適用する場合に、経過措置課税期間において延払基準の方法による経理をしなかった場合には、その経理しなかった課税期間において、以下いずれかの方法を選択できる（R7改正法附22③、⑤）。
	① 旧リース譲渡のうち課税売上を認識していない残額を一括して課税売上として認識する
	② 旧リース譲渡のうち課税売上を認識していない残額を、その課税期間以後10年間で均等額を課税売上として認識する（注1、2）

¹ 出所：令和7年度 税制改正の解説「消費税等の改正 詳解」（財務省ウェブサイト） P862

改正内容	
経過措置 ②-2	経過措置①を適用する場合に、経過措置課税期間が満了した場合において、特例の適用を受けている旧リース譲渡につき、未計上部分がある場合には、その満了した事業年度（令和12年4月1日以後最初に開始する事業年度）の末日の属する課税期間において、以下いずれかの方法を選択できる（R7改正法附22④、⑤）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未計上部分を一括して課税売上として認識する</li> <li>② 未計上部分をその課税期間以後10年間で均等額を課税売上として認識する（注1、2）</li> </ul>

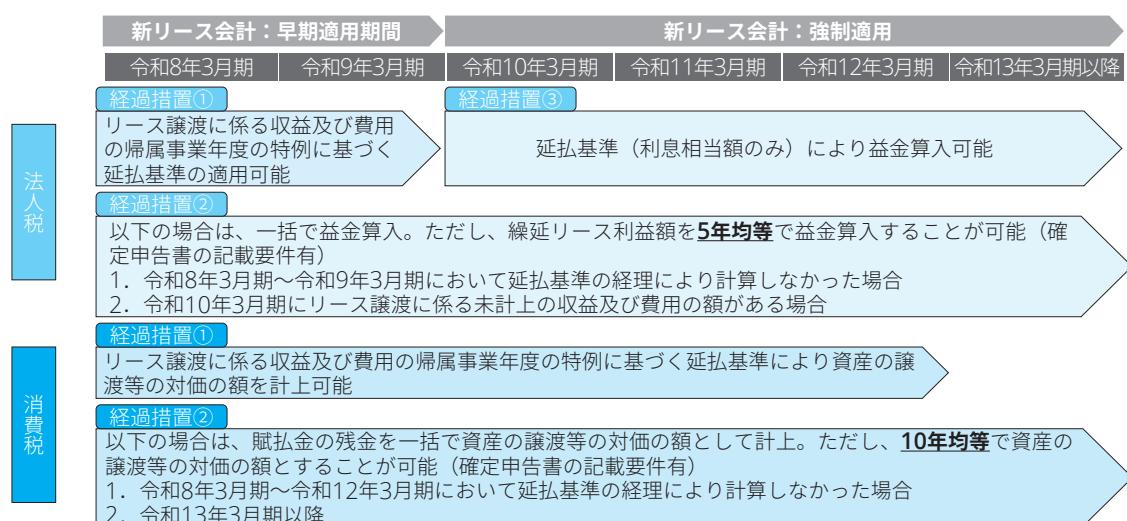
(注1) 未計上の課税売上額を10年均等で認識する場合には、適用を受けようとする最初の課税期間に係る申告書にその旨を付記するものとされている（R7改正法附22⑥）。

(注2) 10年均等計上の経過措置の適用を受けている事業者が合併又は分割により、その適用を受けている旧リース譲渡に係る事業を合併法人又は分割承継法人（以下「合併法人等」）に承継させた場合には、一定の場合を除き、その合併法人等が、その合併等があつた日以後の期間に係る部分について、引き続き当該経過措置の適用を受けることができることとされている（R7改正法附22⑧）。

3月決算の場合の法人税及び消費税の経過措置のイメージは次のようになる。（法人税については、第2回の再掲）

経過措置の内容は法人税と消費税で異なるため、経過

措置を適用する際は法人税と消費税をそれぞれ管理する必要がある。特に、経過措置②の繰延リース利益額等について法人税は5年、消費税は10年と期間が異なるため留意が必要である。



## 4. その他消費税法基本通達の改正

### (1) リース取引の実質判定

消費税法基本通達改正前においては、リース取引が資産の譲渡、若しくは貸付け、又は金銭の貸付けのいずれに該当するかの判定は、所得税法又は法人税法の課税所得計算における取扱いの例により判定することとされていた。当該通達改正によりリース取引の実質の判定は、「原則として」所得税法又は法人税法の例により判定することが明記された（消基通5-1-9）。この「原則として」という文言が当該通達に入った趣旨については、消費税法におけるリース取引の実質判定は、従来どおり所得税法又は法人税法の課税所得計算における取扱いの例により判定することを原則とするものの、法人税法上の処理が会計基準の変更に合わせて変更された場合において、消費税法上の処理については、必ずしもそれに合わせて変わるものとは言い切れないということを示しているのではないかと思われる。したがって、改正後は法人税法上の処理の変更があった場合（例えば、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取

扱い）については、消費税法上の処理も法人税法上の処理に一致させることができるか検討が必要となり、具体的な判断基準については国税当局からの具体的な指針の公表が望まれる。

### (2) 【借手】支払リース料の課税仕入れを行った日

消費税法上ファイナンス・リースは売買として取り扱われるため、新リース会計基準による経理処理にかかわらず、当該リースの対象となる資産の引き渡し等を受けた日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を適用するのが原則である。ただし、所有権移転外リース取引について、借手が支払うべきリース料をその支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとしているとき、すなわち賃貸借処理をしている場合には、従来どおり、消費税の仕入税額控除を分割控除することが認められる（消基通11-3-2）。この取扱いは、これまで国税庁の質疑応答事例で認められていたが、改正された消費税法基本通達11-3-2に明記された。

## 5. おわりに

今回、リース取引に関する税制改正に関する消費税について取り上げた。

なお、新リース会計基準等を適用していない企業にお

いても、消費税法上の延滞基準の特例は廃止されることにも注意が必要である。

以上

# 会計基準等開発動向

2025年12月5日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

## ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	2025年7月8日付で、企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年9月12日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、今後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われている。
法人税等に関する会計基準	2026年4月1日以後に開始する事業年度から課される防衛特別法人税に係る取扱いについて、法人税等会計基準の見直しに係る改正後の基準とは別に、実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うことが検討されている。	2025年11月20日に実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2026年1月20日まで意見募集が行われている。

## ■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ <a href="https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf">https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf</a> ）が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という)において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2025年5月より検討が開始されている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、今後、検討する予定とされている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	今後、検討を開始する予定とされている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議(2021年11月29日開催)においてJICPAよりテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議(2022年3月2日開催)では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第55回基準諮問会議(2025年11月17日)では、本テーマに関するこれまでの審議の状況及び関連する法整備の検討状況を踏まえて、本テーマを取り下げることとされた。

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、ASBJにおいて公聴会の形式で行われた意見聴取について報告がなされ、意見聴取の状況や内容に関して基準諮問会議委員から現時点での感触等が確認された。また意見聴取の範囲を含む今後の進め方について意見交換が行われ、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めたとされた。
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■現在開発中のSSBJ基準

項目	内容	ステータス
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の改正	<p>2025年4月にISSBより、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正案」が公表された。ISSBでは、IFRS S2号の修正及び「SASBスタンダード」の結果的修正は、2025年12月に公表予定とされている。</p> <p>SSBJでは、ISSBによりIFRS S2号の修正が2025年12月に公表されることを前提として、対応するサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の取扱いが検討されている。また、「SASBスタンダード」の結果的修正が2025年12月に公表されることを前提として、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）において定められている参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて検討が行われている。さらに、SSBJ基準の初めての改正にあたって、適用基準、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）及び気候基準のそれぞれに必要と考えられる改正について検討が行われている。</p>	<p>2025年8月より検討が開始されている。</p> <p>2027年3月期の期首からSSBJ基準の適用を開始する企業のニーズを考慮し、IFRS S2号の修正に応じてSSBJ基準を改正する場合には、2026年3月末までに改正が確定するように検討を進めることとされている。</p> <p>なお、検討にあたっては、SSBJ基準とISSB基準に同時に準拠した開示を作成することが可能となるように、適用時期に関する定めについても検討が行われている。</p> <p>現在、適用基準、一般基準及び気候基準の改正案に関する検討が行われており、2025年12月に公開草案を公表することが目標とされている。</p>

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	<p>2025年7月に、ISSBより、公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」及び「SASBスタンダード」の修正案の結果的修正の提案である公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」（いずれもコメント期限：2025年11月30日）が公表された。ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。</p> <p>SSBJ基準では、適用基準において、「SASBスタンダード」（2023年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。</p> <p>このため、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正される場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことが考えられている。</p>	ISSBにより確定基準が公表され次第、検討を開始することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等(サステナビリティ開示基準の適用等)	<p>2025年7月に公表された「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」において、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にサステナビリティ開示基準(以下「SSBJ基準」という)の適用を義務付ける方針が示されたことなどを受け、以下の項目に関して必要な制度整備が行われるもの。</p> <p>【1】SSBJ基準の適用開始に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)SSBJ基準の適用</li> <li>(2)SSBJ基準の適用に伴う開示項目の追加</li> <li>(3)Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールの整備</li> </ul> <p>【2】人的資本開示に関する制度見直し</p> <p>【3】その他の改正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)総会前開示への対応</li> <li>(2)特定有価証券に係る半期報告書の提出期限延長申請に係る手続規定の整備</li> <li>(3)株式転換条項の付された社債券について、あらかじめ定められた条件に基づき株式を発行する場合には「有価証券の募集」に該当しない旨の明確化</li> </ul>	<p>2025年11月26日に左記公開草案が公表され、2025年12月26日まで意見募集が行われている。また、改正後の規程は公布の日から施行する予定とされている。なお、各規定の適用予定は下記のとおり。</p> <p>①SSBJ基準の適用開始に向けた環境整備(左記【1】)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円以上である会社:</li> <li>2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等</li> <li>・2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円未満1兆円以上である会社:</li> <li>2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等</li> </ul> <p>②人的資本開示に関する制度見直し(左記【2】)、総会前開示への対応(左記【3】(1))</p> <p>2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等</p>

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

# 新刊書籍のご案内

## TNFD企業戦略—ネイチャーポジティブとリスク・機会 <改訂版>

デロイト トーマツ グループ編  
中央経済社

取組みは「カーボンニュートラル」からその先の「自然・生物多様性」へ。持続可能性（サステナビリティ）への企業の道標となるTNFD最終提言を踏まえた本格的な解説書。2024年3月発行の初版から、最新の動向を踏まえてページ数を大幅に増加し改訂版を発行。全般にわたって、TNFDを梃子としたビジネスへの「実装」の視点と、LEAPアプローチの次の、シナリオ分析の項目を新規追加。

またTNFDとも関係する自然資本の目標設定のフレームワークであるSBTNについても解説。

価格 3,850円(税込)

2025年12月刊行予定

ISBNコード：

978-4-502-56351-5



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。  
市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

## “監査品質に関する報告書2025”のご案内

[www.deloitte.com/jp/audit-quality](http://www.deloitte.com/jp/audit-quality)

有限責任監査法人トーマツは、「監査品質に関する報告書2025」を2025年10月に発行しました。

本報告書は、トーマツが取り組む重点戦略とありたい姿を中心に、監査品質のさらなる向上のための様々な取り組みについて説明していますので、是非ご覧ください。

お問合わせ先 有限責任監査法人トーマツ 広報 audit-pr@tohmatsu.co.jp

## 会計情報

発行日 令和7年12月20日(毎月20日発行)  
第593 1月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング  
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。  
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>  
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

# Deloitte. デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作行為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。

デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をバーバス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・默示を問いません)をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001